

令和2年第2回能登町議会3月定例会議 会議日程表

3月6日から3月16日（11日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	3 月 6 日	金	午前10時00分	本 会 議	開 会 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 上 程 ・ 朗 読 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	3 月 7 日	土		休 日	
第 3 日	3 月 8 日	日		休 日	
第 4 日	3 月 9 日	月		委 員 会	
第 5 日	3 月 10 日	火		委 員 会	
第 6 日	3 月 11 日	水		休 会	
第 7 日	3 月 12 日	木	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 8 日	3 月 13 日	金	午後1時30分	本 会 議	一 般 質 問
第 9 日	3 月 14 日	土		休 日	
第 10 日	3 月 15 日	日		休 日	
第 11 日	3 月 16 日	月	午後2時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（河田信彰）

ただいまから、令和2年第2回能登町議会3月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本3月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から3月16日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（河田信彰）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

9番 酒元法子 君、

11番 向峠茂人 君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（河田信彰）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

本定例会議に町長より別冊配付のとおり、議案38件が提出されております。

次に、監査委員から、令和元年11月分、12月分、令和2年1月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会議の説明員として出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（河田信彰）

日程第3、議案第4号「令和2年度能登町一般会計予算」から日程第40、議案第41号「能登町教育委員会委員の任命について」までの38件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本日、令和2年第2回能登町議会3月定例会議の開会に当たり、議員各位には日頃から町政運営に対して多大なるご理解とご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

ここに、令和2年度の当初予算案をはじめ、諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と主要施策等の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

まず、海外や日本国内で感染が続く新型コロナウイルス感染症については、県内にも感染者が確認されるなど、いつ私たちの周りにも発症するか分からない状況ですが、有事の際は全庁を挙げて各関係機関と協力しながら町民の安全・安心の確保に万全を期したいと考えております。

また、町民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、一人一人のせきエチケットや小まめな手洗い、マスク着用など、可能な限り感染症防止対策に努めていただくようお願いするとともに、特に持病がある方やご高齢の方はできるだけ人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意していただきたいと思っております。

また、去る3月1日に予定していましたが町制施行15周年記念式典並びに新庁舎落成記念式、そして長野県信濃町との姉妹都市締結式を延期いたしました。感染症が収束し、しかるべき時期において同式典等を挙行したいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私が、町民の皆様から町政を託されてから15年がたとうとしています。この15年間、それぞれの地域がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しながら、能登町に暮らす全ての町民が、健やかに、安心して日々の暮らしを送り、幸せと生きがいを感じることでできる持続可能な地域社会をつくり上げることを使

命として、町政の推進に全力を傾けてまいりました。この間、多くの町民の皆様、議員の皆様から温かいご指導、ご助言をいただいたことに深く感謝申し上げます。

平成17年3月1日に、旧の能都町、柳田村、内浦町が合併して誕生した「能登町」は、先人のたゆまぬ努力により、豊かで恵まれた自然と歴史、文化、そして農林水産業や商工業等が調和したすばらしい町としてスタートし、はや15年を迎えました。

合併後10年間は、第1次総合計画の「一步前へ進むまちづくり」を基本目標に掲げ、「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいの町」を目指して、町民との協働による、新町の均衡ある発展と一体感の醸成に努め、まちづくりを推進してまいりました。

平成27年度には、次の10年間の指針となる第2次総合計画と人口減少対策や地方創生を目指す能登町創生総合戦略を策定し、「つなぐ」という言葉をキーワードとして「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり」を基本目標とし、人と地域の絆を大切にしながら地域力を向上し、交流人口の拡大を進め、にぎわいの創出を図り、定住人口を増やす施策を行ってきました。

後半の5年間についても、我が能登町を支える人材づくりをさらに推進し、「住民が自信と誇りを持てる力強い町づくり」を目指していきます。そして、世界農業遺産や日本遺産に認められ、私たちの先人が守り続けてきた歴史や文化と風土、そして当町がこれまで進めてきた施策をしっかりと未来へつなげていくことが大切であると考えております。

本年度は、平成の時代が終わり、夢と希望を胸に、新たな令和の時代が幕を開けた年度であります。そして、当町にとりましても、新庁舎、柳田、内浦両総合支所がオープンし、町制20周年に向けて力強い一步を踏み出したと感じております。

令和2年度は、当町の発展をさらに加速させるため、私の4期目の残された任期である約1年を通しまして、改めて全身全霊で町政運営に取り組んでまいり決意でございますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、予算編成についてご説明させていただきます。

当町の財政状況は、これまでの集中改革プランや定員適正化計画の実施による経常経費の削減に加え、計画的な繰上償還の実施により、公債費や町債残高の縮減を図り、財政指標については一定の改善効果を上げております。

しかしながら、歳出面では、今後は人口減少問題対策費や高齢者増による社会保障関係経費の増加をはじめ、近年の大型プロジェクト実施による公債費の増加が見込まれること、そして歳入面では、依然、地方交付税などの依存財源

に頼る体質であり、財政力を示す指標は低水準で推移しております。

令和2年度の予算編成に当たりましては、財政の健全性を確保しながら、第2次総合計画に掲げました「町民が自信と誇りが持てる町づくり」を目指し、関係人口の拡大や第一次産業の活性化等、能登町創生に向けた取組をさらに加速するとともに、能登町の未来へつながる施策を着実に推し進めるべく編成いたしました。

それでは、令和2年度の主な取組について、第2次総合計画の施策の大綱に沿ってご説明いたします。

初めに、第1の施策の大綱、「自然環境との絆を大切にしたまちづくり」についてであります。

これは、環境教育の普及と実践を通して、世界農業遺産である「能登の里山里海」を保全し、次代へと継承する取組と、省エネルギーやリサイクルを積極的に推進し、循環型社会の構築を目指すものです。

この施策として、「内浦クリーンセンター解体事業」では、平成20年度末に休止した施設の解体を行います。

「遊休施設解体事業」では、旧神野小学校校舎のほか、旧当目小学校プール及び旧黒川プールを解体します。

「世界農業遺産推進事業」では、世界農業遺産活用実行委員会や能登G I A H S 推進協議会への負担金を計上し、「環境にやさしい町づくり推進事業」では、引き続き木質バイオマスストーブや住宅用太陽光発電システムの普及を促進します。

次に、第2の施策の大綱、「誰もが住みよいつと感じる地域が一体となったまちづくり」についてであります。

地域の特色を生かしたまちづくりを推進するための施策として、「白丸漁港海岸保全施設高潮対策事業」では、白丸漁港海岸の高潮対策に係る設計費等を計上しております。

「社会資本整備総合交付金事業」では、11路線の改良を行うほか、トンネル、橋梁についても計画的に点検、補修を実施し、安全・安心な道路環境を整備します。また、近年全国で多発している河川氾濫に備えるため、町が管理する普通河川のしゅんせつと護岸改良を実施いたします。

「国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化の観点から各種計画の見直しを図ります。

「交通安全推進費」では、能登自動車学校存続に向けて、設備更新や高齢者講習への補助を行い、免許取得環境や高齢者講習場所の確保など、交通安全の推進と利便性の向上を図ります。

次に、第3の施策の大綱、「地域の魅力を生かしたしごとづくり」は、第一次

産業や商工業、観光を推進し、地域の活性化としごとづくりにつなげるものがあります。

この施策として、「中山間地域等直接支払交付事業」では、令和2年度から第5期対策が開始されるため、円滑な事務を執行し、農業生産の維持や多面的機能の確保を図ります。

「農村総合整備事業」では、滝之坊地区の用水供給施設を整備し、安定した水源確保を図ります。

「県営ほ場整備事業」については、継続4地区と新規2地区の負担金を計上するほか、新規4地区について採択関連経費を計上しております。

「森林環境譲与税事業」では、森林環境譲与税を財源として、自然条件の悪い森林を町が適切に整備することによって、森林の持つ多面的な機能の発揮を目指します。

「沿岸沖合漁船員就業対策事業」では、町の基幹産業である水産業従事者を確保するため、水産業従事に必要となる小型船舶と海技士免許の取得に係る経費を助成いたします。

「いか釣り漁業経営資金緊急対策事業」では、中型イカ釣り漁業の経営支援の融資に対し、石川県と能登町、そして石川県信用漁業協同組合連合会が利子の助成を行い、不振が続くイカ釣り漁業の経営を支援いたします。

また、4月にオープンする「のと九十九湾観光交流センター」のオープニングイベント関連経費や広告費を計上し、観光客の誘致を図ります。

「観光施設管理費」では、セミナーハウス浴場改修や植物公園内にある合鹿庵のかやぶき屋根改修等を行い、観光施設の魅力向上と利便性の向上を図ります。

「企業研修・サテライトオフィス誘致事業」では、人口減少等課題先進地である能登町を、課題解決を通じた企業人材研修の場として活用し、さらにサテライトオフィスの誘致へとつなげていきたいと考えております。

次に、第4の施策の大綱、「健康で心に豊かさを持てる人づくり」であります。

健やかに暮らせる活力ある地域社会づくりにつなげるための施策として、「新人・再就職介護従事者就業支援給付金」では、町の介護保険施設等に新たに就職または再就職した介護従事者に対して給付金を支給し、介護従事者の不足解消と定着を図りたいと考えております。

「予防接種事業」では、新たにロタウイルスワクチン接種を実施するほか、引き続き風疹の抗体検査や予防接種を実施いたします。

次に、第5の施策の大綱、「地域を通して共に学び、まちの未来を担う人づくり」についてであります。

まちの未来を担う人づくりを進めるための施策として、「能登高等学校魅力化

事業」では、引き続き国の地域力創生アドバイザー制度を活用して魅力化事業の充実を図るほか、まちなか鳳雛塾を運営していきます。

「宇出津小学校大規模改造事業」では、宇出津小学校にエレベーター等を設置し、身体面でサポートを要する児童の学校生活を支援します。

「三波公民館建設事業」では、老朽化した公民館建て替えのため、建設工事を実施します。

「ドブネ保存管理事業」では、令和2年中の正式オープンを目指し、ドブネの修復や操船具類の修理を行います。

「東京2020オリンピック聖火リレー事業」では、6月2日に能登消防署宇出津分署から宇出津港いやさか広場までをルートとして予定されている聖火リレーに係る所要経費を計上し、オリンピックムードの高揚につなげます。

「全日本学生ソフトテニス選手権」では、藤波運動公園がソフトテニス男子会場となり、8月5日から10日の6日間で4,000人を超える来場者を見込んでおります。令和3年度にはインターハイの開催も予定されており、全国に「テニスのまち」をアピールできるものと考えております。

次に、第6の施策の大綱、「地域の絆を深め、住み続けたくなるまちづくり」についてであります。

安心して住み続けられるまちづくりを推進するための施策として、「定住促進事業」では、引き続き定住促進協議会において移住、定住の促進を図るほか、移住者の住宅購入や中古住宅改築に要する経費の助成を行います。

「姉妹都市推進事業」では、新たに姉妹都市の提携予定である長野県信濃町との交流支援事業を追加するほか、提携の記念として、能登町の花「のときりしま」を信濃町に、信濃町の木「オオヤマザクラ」を本庁舎前に植樹いたします。

「町制施行15周年記念事業」では、町民ふれあいコンサートやNHKラジオ公開番組収録、ギネス記録への挑戦という3つの事業を実施し、15周年の節目を町民の皆さんと共に祝い、さらなる協働のまちづくりへとつなげていきたいと考えております。

次に、第7の施策の大綱、「わかりやすい行財政と情報の共有によって、つながるまちづくり」では、住民と行政の協働による、つながるまちづくりを推進するものです。

その施策として、「議会運営費」では、タブレットを用いた議会運営により、議会活動のさらなる活性化を図るものです。

「個別施設計画策定業務」では、公共施設の適正管理と効率的な更新を図るため、施設ごとの現状や利用状況等を把握し、今後の施設の長寿命化や更新等の方向性を見いだします。

「有線放送整備事業」では、令和2年度の内浦地区整備により、町内全域で光ファイバーによる超高速ブロードバンドサービスの提供が可能となります。

以上、ご説明いたしました令和2年度当初予算であります。議案第4号、一般会計が、前年度比14.9%減の152億200万円。議案第5号から第7号、3特別会計の合計が、前年度比19.3%減の54億7,694万7,000円。議案第8号から第10号、3企業会計の合計が、前年度比37.3%増の66億7,104万3,000円。総合計は、7.3%減の273億4,999万円となっております。

なお、下水道事業会計におきましては、令和2年度より公営企業会計を適用しております。公営企業会計の適用により、経営状況の的確な把握に努め、持続可能な経営を確保していきたいと考えております。

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要をご説明します。

議案第11号から17号までは、一般会計及び特別会計、企業会計予算の補正であります。

今回の補正は、児童生徒1人1台コンピュータ環境の整備に向けた「GIGAスクール整備事業」など国補正予算に伴う追加のほか、各款項にわたり人件費の調整をはじめ、決算見込みや事業費の確定による予算の調整と財源調整を行い、繰越明許費と合わせ、今回補正予算として提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算を説明させていただきます。

議案第11号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第6号）」は、1億8,636万3,000円を減額し、予算総額を197億1,964万5,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

第2款「総務費」は、9,553万3,000円の減額です。

第1項「総務管理費」において、一般管理費では、人件費の調整のほか、事業費の決算見込みによる調整であります。

文書広報費、財産管理費、基金管理費、企画費及び地方創生推進費は、決算見込みによる減額です。

地域振興費は、各事業において決算見込みによる減額のほか、定住促進事業では、ふるさと定住住宅助成金の確定による追加であります。

地域安全推進費は、能登自動車学校への出資金の追加であります。能登自動車学校の存続に向けた能登自動車学校存続検討委員会の調査研究を受け、新たな民間会社設立による自動車学校運営についてのめどが立ったことから、珠洲市と同様の支援を行うため、出資するものであります。

交通対策費では、決算見込みによる減額のほか、路線バス運営補助金の確定

による追加を行っております。

電子自治体推進費は、決算見込みによる減額のほか、新庁舎の庁内ネットワークに係る備品購入費を追加しております。

有線放送費は、人件費の調整や決算見込みによる減額のほか、有線放送管理費において、インターネット加入者増に伴う所要経費の追加であります。

新統合庁舎整備費は、事業費確定による財源の調整です。

総合支所整備費は、決算見込みによる減額のほか、内浦総合支所整備費における登記手数料及び庁舎内美術品等の運搬費を追加しました。

諸費では、決算見込みによる減額のほか、自衛隊募集事務費の確定及び姉妹都市推進事業における姉妹都市交流支援事業の確定見込みによる追加を行っております。

第2項「徴税費」は、人件費の調整です。

第3項「戸籍住民基本台帳費」は、人件費の調整及び決算見込みによる減額のほか、個人番号カード交付事務費の確定による追加を行っております。

第4項「選挙費」は、選挙費の確定による減額と組替えです。

第5項「統計調査費」は、決算見込みによる減額と組替えです。

第3款「民生費」は、4,619万円の減額であります。

第1項「社会福祉費」において、社会福祉総務費は、人件費の調整です。

社会福祉施設費では、決算見込みによる減額のほか、健康福祉の郷「なごみ」の修繕負担金を追加しております。

障害者福祉費では、障害者医療費助成事業において、決算見込みによる減額のほか、平成30年度事業費確定による国庫償還金を追加しております。

また、障害者自立支援給付事業では、実績を見込み給付費を追加したほか、平成30年度事業費確定による国庫県費償還金を追加しました。

老人福祉費は、決算見込みによる減額です。

介護保険費では、介護保険特別会計への繰出金の減額を行っております。

また、国民健康保険特別会計への繰出金の追加を行ったほか、後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合負担金を追加したほか、後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額しております。

第2項「児童福祉費」は、児童福祉総務費において、人件費の調整や決算見込みによる減額のほか、児童福祉総務事務費では、三世代ファミリー同居・同居促進事業の確定による追加を行い、学童保育事業では、つくし放課後児童クラブへの委託料及び平成30年度の国庫償還金を追加しました。また、私立認定こども園費における平成30年度国庫県費償還金を追加しております。

児童措置費及び児童福祉施設費は、決算見込みによる減額です。

第4款「衛生費」は、1億834万円の減額であります。

第1項「保健衛生費」において、人件費の調整や決算見込みによる減額と組替えを行ったほか、次世代育成支援対策事業における平成30年度国庫補助金の償還金を追加しております。

また、環境衛生費において、墓地永代使用料・返還金を追加したほか、病院費では、負担金及び補助金を減額しております。

第2項「清掃費」は、人件費の調整や決算見込みによる減額です。

第3項「水道費」は、決算見込みによる補助金及び出資金の減額であります。

第5款「労働費」は、76万3,000円の減額であります。勤労者対策事業の決算見込みによる調整であります。

第6款「農林水産業費」は、1,054万9,000円の減額であります。

第1項「農業費」において、農業委員会費及び農業総務費は、人件費の調整のほか、決算見込みによる減額です。

農業振興費では、決算見込みによる調整のほか、農業振興対策事業において、農業振興作物産地強化促進事業の確定による追加のほか、国の補正予算に伴い、新たに「担い手確保・経営強化支援事業」を追加しました。また、農地中間管理事業において、農地集積に伴う交付金を追加しております。

畜産業費では、畜産競争力強化対策事業の県支出金追加に伴う増額であります。

農地費は、県営老朽ため池整備事業の事業費確定による追加のほか、県営ほ場整備事業の決算見込みによる減額を行いました。

第2項「林業費」、第3項「水産業費」は、決算見込みによる減額であります。

第7款「商工費」は、191万6,000円の減額であります。

人件費の調整と決算見込みによる調整のほか、商工業振興対策事業において、海洋深層水施設の修繕費の追加を行いました。

観光施設費では、のと九十九湾観光交流センターの食器類など消耗品及び遊覧船と九里川尻野営場の修繕工事費を追加しております。

第8款「土木費」は、1,644万5,000円の減額であります。

第1項「土木管理費」は、人件費の調整です。

第2項「道路橋りょう費」は、決算見込みによる調整のほか、国補正予算を受けて、社会資本整備総合交付金事業を増額しております。また、県営道路整備事業において、事業費確定による追加を行っております。

第3項「河川費」及び第4項「港湾費」は、事業費の確定による減額であります。

第5項「都市計画費」では、事業費確定による減額と財源調整を行ったほか、下水道事業特別会計への繰出金を減額しております。

第6項「住宅費」は、人件費の調整のほか、事業費の決算見込みによる減額

です。

第9款「消防費」は、123万4,000円の減額であります。

常備消防費は、決算見込みによる減額のほか、奥能登広域圏事務組合負担金を追加しております。

非常備消防費、消防施設費、防災対策費は、決算見込みによる減額です。

第10款「教育費」は、1億1,760万8,000円の追加であります。

第1項「教育総務費」では、人件費の調整及び決算見込みによる減額のほか、学校教育費において、国補正予算を受けて、パソコンの児童生徒1人1台整備に向けて校内のネットワーク環境整備を行う「GIGAスクール整備事業」を追加しました。

第2項「小学校費」は、小学校管理費において人件費の調整と決算見込みによる減額を行ったほか、小学校教育振興費において、寄附採納を受けて柳田小学校の図書購入費を追加しました。

第3項「中学校費」は、人件費の調整のほか、決算見込みにより減額を行っております。

第4項「社会教育費」では、決算見込みによる調整のほか、社会教育施設費において、コンセールのと空調修繕費を追加しております。また、文化財保護費において、真脇遺跡縄文館オイルタンク修繕費を追加しました。

第5項「保健体育費」では、決算見込みによる減額のほか、体育施設費においては、財源の組替えを行っております。

第11款「災害復旧費」は、2,300万1,000円の減額であります。

第1項「農林水産施設災害復旧費」及び第2項「公共土木施設災害復旧費」において、事業費の確定により減額を行いました。

第12款「公債費」は、住宅使用料の充当財源の調整であります。

以上、この財源として、第2款「地方譲与税」、第14款「国庫支出金」、第15款「県支出金」、第17款「寄附金」を追加し、第1款「町税」、第3款「利子割交付金」、第4款「配当割交付金」、第6款「地方消費税交付金」、第7款「自動車取得税交付金」、第12款「分担金及び負担金」、第13款「使用料及び手数料」、第16款「財産収入」、第18款「繰入金」、第20款「諸収入」、第21款「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので、よろしく願いたします。

議案第12号は、「令和元年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」です。

保険事業勘定で7,147万円を減額し、予算総額を24億1,440万6,000円とし、直営診療施設勘定では27万円を減額し、予算総額を535万2,000円とするものであります。

歳出では、保険事業勘定の第1項「総務費」において、人件費の調整のほか、福祉給付システム改修費、奥能登広域圏事務組合負担金及び基金利子を追加しました。

第2款「保険給付費」は、決算見込みによる減額と財源の調整を行っております。

第4款「保健事業費」では、決算見込みによる減額のほか、人間ドック補助金を追加しております。

また、第6款「諸支出金」では、病院事業会計補助金の減額のほか、直営診療施設勘定への繰入金を追加しております。直営診療施設勘定では、決算を見込み調整を行っております。

この財源として、保険事業勘定では「財産収入」「諸収入」「国庫支出金」を追加し、「国民健康保険税」「県支出金」「繰入金」を減額し、直営診療施設勘定では「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第13号「令和元年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、943万6,000円を追加し、予算総額を3億2,298万円とするものです。

その内容は、決算を見込み、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

この財源として、「後期高齢者医療保険料」を追加し、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第14号「令和元年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、1億6,446万4,000円を減額し、予算総額を27億4,230万3,000円とするものです。

その主な内容は、「総務費」において、人件費の調整のほか、決算見込みにより事務費を減額したほか、「保険給付費」では、実績を見込み給付費の追加及び減額をしております。「地域支援事業費」では、事業費の組替えや決算見込みによる調整を行いました。また、「基金積立金」では、介護給付費準備基金積立金を追加しております。

この財源として、「財産収入」を追加し、「国庫支出金」「支払基金交付金」「県支出金」「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第15号「令和元年度能登町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、4,662万9,000円を減額し、予算総額を11億113万5,000円とするものです。

内容は、人件費の調整及び事業費の確定見込みによる減額であります。

この財源として、「分担金及び負担金」「使用料及び手数料」「国庫支出金」「県支出金」「繰入金」「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

議案第16号「令和元年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的支出において、259万9,000円を減額し、総額を7億5,699万8,000円とするものです。

内容は、人件費の調整や事業費の確定による調整であります。

収益的収入は、「給水収益」「加入金」「他会計補助金」及び「消費税還付金」を減額しております。

資本的支出では、「建設改良費」の確定を見込んだ減額を行い、資本的収入では、「出資金」を減額しております。

議案第17号「令和元年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）」は、収益的支出で、7,750万円を減額しました。

内容は、人件費の調整や決算見込みによる調整であります。

収益的収入は、「外来収益」を追加し、「入院収益」「他会計補助金」「他会計負担金」「長期前受金戻入れ」を減額しております。

次に、議案第18号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」は、会計年度任用職員制度の開始に伴い、サービスの宣誓を別に定めることとするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、会計年度任用職員制度の開始に伴い、新たに給料を支給されるフルタイム職員を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号「重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」は、金沢地方法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更に伴う関係条例の整理を行うため、制定するものであります。

次に、議案第21号「能登町小木地域交流センター設置及び管理に関する条例の制定について」は、小木地域交流センターを開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要があるため、制定するものであります。

次に、議案第22号「能登町税条例の一部を改正する条例について」は、総務省準則との整合性を図る必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」及び議案第24号「能登町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」、議案第25号「能登町借上町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、民法の改正に伴い、保証人並びに連帯保証人の極度額を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」は、下水道排水設備指定工事店の更新手数料の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、国民健康保険税の賦課限度額及び算定に係る基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、児童福祉法の措置により国民健康保険の適用除外を規定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、低所得者に対する軽減強化により介護保険料を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号「能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の確保を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第32号「能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について」は、上町保育所について、児童減少により来年度入所児童数が10名以下となり保育所を閉所することになったため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号「請負契約の締結について」は、「令和元年度藤波運動公園WAVEのと人工芝化整備工事（舗装工）」におきまして、去る2月27日、指名競争入札を行いましたところ、5,093万円で、金沢市の北川ヒューテック株式会社が落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号「能登町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」は、計画策定当初は平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間として定めた計画でありましたが、平成26年12月議会におきまして合併特例債の発行期限延長措置に伴い、内容の変更と期間を5年間延長し、令和元年度までの計画に変更し、議決をいただいております。今回は、合併特例事業の内容を変更するものではなく、既に予定している合併特例事業の完了が遅延した場合でも合併特例債を活用できるよう、計画期間の1年間延長及び財政計画の一部変更を行うものであります。

なお、「旧市町村の合併の特例に関する法律」第5条第8項の規定により、石川県との協議が終わりましたので、同条第7項の規定により、議会の議決を求

めるものであります。

次に、議案第35号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」及び議案第36号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」は、策定につきましては、本年度、辺地区域に該当する「本木辺地、木郎辺地、斉和辺地、十郎原・黒川辺地、当目辺地」の5辺地において、令和元年度から令和3年度の期間中に辺地対策事業債を充当する予定の事業がありますので、新たに総合整備計画を策定するものであります。

また、変更については、既に議決されております辺地に係る公共的施設の総合整備計画のうち、「宮地辺地、鶴町辺地」の2辺地において、集会所整備、公民館整備に辺地対策事業債を充当したく、計画の変更を行うものであります。

策定及び変更のいずれについても、石川県との事前協議が終わりましたので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号「町道路線の変更について」は、町道宇出津8号線について、橋梁新設工事に伴い終点を変更するものであります。また、町道小間生9号線について、小間生バイパスの開通に伴う道路改良により、起点が変更となるため、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号「町道路線の廃止について」は、町道宇出津120号線において、新庁舎供用に伴い構内道路となった区間を廃止するため、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字大箱の小田宏男氏は、豊富な専門知識と経験をお持ちでありますので、再度、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第40号「能登町公平委員会委員の選任について」は、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字松波の橘重克氏は、豊富な専門知識と経験をお持ちでありますので、再度、公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第41号「能登町教育委員会委員の任命について」は、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字小木の上見正人氏は、豊富な専門知識と経験をお持ちでありますので、再度、教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し

上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程の順序変更

議長（河田信彰）

お諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第38、議案第39号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第40、議案第41号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第38、議案第39号から日程第40、議案第41号までの3件を先に審議することに決定しました。

議案第39号～議案第41号

議長（河田信彰）

ただいま先議することに決定しました議案第39号から議案第41号までの3件を議題とします。

質疑、討論の省略

議長（河田信彰）

お諮りします。

議案第39号から議案第41号までの3件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (河田信彰)

異議なしと認めます。

よって、議案第39号から議案第41号までの3件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

採 決

議長 (河田信彰)

議案第39号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、能登町字大箱ノ部44番地、小田宏男氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (河田信彰)

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第40号「能登町公平委員会委員の選任について」、能登町字松波28字22番地、橘重克氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (河田信彰)

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号「能登町教育委員会委員の任命について」、能登町字小木11字80番地、上見正人氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり同意することに決定しました。

休 憩

議長（河田信彰）

ここで、しばらく休憩します。再開は午前11時10分からとしたいと思いますので、よろしくお願ひします。(午前10時59分)

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時10分再開)

質 疑

議長（河田信彰）

次に、日程第3、議案第4号から日程第37、議案第38号までの35件についての質疑を行います。

なお、議案質疑の回数は、能登町議会会議規則第51条第1項及び申合せ事項により、同一の議題について3回を超えることができないことになっております。

また、質疑は、議員、執行部ともに自席で着座にて行うこととします。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

3点についてお聞きをしたいと思ひます。

1つ目は、予算書の45ページ。総合戦略推進費の課題解決型企業誘致支援業務について、具体的にお話をお願いします。

2点目は、予算書の64ページ。新人・再就職介護従事者就業支援給付金に

ついて、具体的に説明をお願いします。それから、こういう考え方の背景もお願いします。

3点目、予算書97ページの森林環境譲与税事業の中の森林経営管理事業について、詳しく説明をお願いします。

以上3点、よろしくをお願いします。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

45ページの課題解決型企業誘致支援業務について、ご説明をいたします。

まず、前段から少し説明をしたいというふうに思います。

昨年3月から能登町、それから北陸財務局、興能信用金庫で、能登町創生モデルとなる政策立案ワークショップをこの3団体の職員で政策アイデアのワークショップを行っております。その中から立案された一つとしまして、企業研修サテライトオフィスの誘致事業というものがアイデアとして生まれております。このことを受けまして、町でもサテライトオフィス誘致事業に取り組むということでもあります。

当町にはない成長分野の情報通信あるいは高付加価値を生産するサービス業の誘致に向けた第一歩として進めていくものであります。ただ、いきなり企業誘致といっても、すぐに来てくれる企業というのはなかなかないものであります。そこで、まず首都圏の企業に当町に来てもらうために、能登町を知るスタディツアーを開催したいというふうに思っております。これに参加する企業の募集やツアーのコーディネート課題解決型企業誘致支援業務としまして東京のプロボノ団体と連携をして行いたいという業務であります。

プロボノ団体といいますのは、各分野の専門家が職業上持っています知識やスキルを無償で提供する社会貢献活動を進めている団体のことであります。スタディツアーに参加する企業を募集するための支援業務であります。その後に参加企業との関係性をつくって、もし参加企業がおられましたら町の課題解決をテーマにした人材研修プログラムを町から提供しまして、これに参加する企業を募るということであります。人材研修に参加した企業と、より関係性を、そういうことをしながらサテライトオフィスにつなげることを目標にして、この事業を行うものであります。

令和2年度は、スタディツアーと人材研修プログラムの実施を目指しております。最初の人材研修プログラムにつきましては、当町で実績をつくるために町が中心となって行い、それ以降は民間企業と連携して、民間の企業が自走で

きるように取り組むものであります。そのための業務費を提示したものであります。

以上です。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

なかなか分かりにくい説明だったと思うので、ちょっと確認してもいいですか。

直接誘致してくるような企業はないので、様々な前段階で人材研修プログラムとかスタディツアーで関係性をつくっていくということなんやね。

先ほど言われた想定している事業が情報通信とか幾つか挙げていたけれども、もう一回言ってもらえますか。情報通信とか想定している事業、誘致してくる、想定している事業のことを言ったね。企業。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

これは今年度も実施をいたしました。リクルートが昨年度から能登町へ来てスタディツアー、能登町を知るための視察をしております。それによりまして人材研修を先般、全国から高校生と大学生を募集しまして、能登町の課題解決ということで3つのテーマを決めまして、それに対する課題解決型の研修を行っております。

今後、首都圏のできるだけ大きな企業になろうかと思いますが、そういうところを当たっていくための業務ということで19万8,000円、これは先ほどのプロボノ団体が首都圏のほうで企業にまず当たっていただいて能登町を知ってもらう。それに賛同を受けた方々に、まず能登町へ企業の方が来ていただいて能登町を知ってもらう。その後、能登町で研修をしたいという企業がいましたら、人材研修として町の課題解決を提供してその解決をしてもらうということで、今後その企業をまた見つけていきたいなというふうに思っております。

それが最終的にはサテライトオフィスの誘致につながるためのステップとして、最初にスタディツアーを行う。ステップ1で。それから次に、課題解決型の人材の研修等を能登町でやっていただく。そういう関係性を持ちながら、ステップ3として、サテライトオフィスの誘致とリモートワークとか、そうい

うことにつなげていきたいという前段の事業であります。

議長（河田信彰）

田端議員。35件一括なので、もう2回してしまったことになっております。先に健康福祉課長からの答弁をさせていただいてもよろしいですか。

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

介護従事者就業支援給付金でございますけれども、町内の介護事業所は慢性的な人材不足に陥っているというふうに皆さん言われている。実際そのとおりなんですけれども。今回、その助けとなるように、町といたしましては、介護福祉士等の国家資格を持ったお方が就職された場合には1年間20万円の給付金を支給する。3年を限度に支給するというふうに考えております。そして、国家資格以外のヘルパーさんとかの方に関しては年間10万円で3年間支給するというふうなものでございます。

これによって介護従事者が即座に増えるというわけではないんですけれども、町で少しでもお手伝いさせていただこうかなというふうに思いまして、支援したいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、田端議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

森林環境譲与税事業の中の森林経営管理事業で1,611万円計上しておりますが、この内容ということだと思っておりますけれども、簡単に説明しますと、まず森林環境譲与税というのはどういうものか。御存じの方もいらっしゃると思うんですが、市町村が実施する森林整備等に必要な財源として昨年度から創設された地方譲与税で、市町村とか都道府県に譲与されているというものであります。今年度は2,472万7,000円譲与を受けるわけなんです。まず適切に経営管理が行われていない森林について意向調査等を行います。適切に管理すれば何とかやっつけていけるかなという森林については、所有者以外の方で意欲とか能力のある団体等を見つけてそこに委託をしていきますし、さらに、なかなか自然条件が悪くて採算ベースに乗らない森林、そういうものについては町が管理することになっております。

今の森林経営管理事業というのは、まさにそういう自然条件が悪くて採算ベ

一スに乗らないものをどうするかということなんですが、具体的に申しますと、強度間伐を実施します。これまでは石川県のほうのいしかわ森林環境税のほうで対応していたものなんですが、国のほうでこの譲与税ができたということで、そちらのほうにメニューが移行したというものです。具体的には、強度間伐を45ヘクタール予定しています。1ヘクタール当たり500本ぐらいを考えていまして、そういうふうに計算すると1,600万円になるということで予算計上しました。

以上です。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

まず田代課長の話なんですけれども、人材育成とかスタディツアーをやっていった中で、人材を育てていくということになってくるのかなと思うんだけど、それは能登町内の人を対象にしていくのか。能登町内の人だけが育てられる対象者になるのか。そういうことではない？

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

参加企業の人材を能登町の課題解決として企業の人材を能登町で育ててもらい、研修してもらい。そういうつながりを持って、その企業が今後、能登町でサテライトオフィスをつくる。その場所を選定しようというところまでが最終的な目的で、そういうことによって地元の雇用の創出とかそういうことも図っていききたいというところが大きい、なかなかできないのかなと思いますけれども、とにかく能登町との関係人口をつくっていただいて、企業が能登町に来ていただける。そして、そこでいろんな人材の研修をしていただいて、そこから企業誘致につなげたいという戦略であります。

以上です。

休 憩

議長（河田信彰）

暫時休憩します。（午前11時25分）

再 開

議長（河田信彰）

再開します。（午前11時27分再開）

休 憩

議長（河田信彰）

休憩します。（午前11時28分）

再 開

議長（河田信彰）

それでは再開します。（午前11時30分再開）

ほかに質疑ありませんか。

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

質疑は3つあります。

まず1つ、旧能登町役場の件なんですけれども、令和2年度、あばれ祭観覧席、もう決まっているというか案内されました。それで聞きたいのは、観覧席のあばれ祭が終わった後に旧能都庁舎を取壊しになると聞いていたものですから、その予算措置はされているのかどうか。それと、もし予算措置されているなら財源はどのような財源を使ってやられるのか。

2つ目は、去年の10月から消費税に関して幼児教育の無償化ということで保険料減免額を今まで能登町が行っていた分、去年の10月から要らなくなり、減免額の分と、国の国庫負担金の精算基準額というやつが上限がありまして、その差額があると思うんです。その差額が半年間にある程度の差額は出ていると思うんですけれども、来年度の方で減免額で浮いた分の金額、それに能登町としては給食費を無償にしたということで、その分はまたかかると思うんですけれども、要するに減免額で浮いた分と新たにかかる給食額の負担分を差し引いた金額というものは残っているのかどうか。もし残っているとすれば、それを何に予算措置をしているのか、もしくはしていないのかということ。

3つ目は、最後の合併特例債が1年延長ということになっておりますね。合併特例債1年延長の分のもう最後の金額だと思うんですけれども、その金額は

幾らになっているのか。合併特例債のとき、最初に基金を積んでいると思うんですけども、その分は基金としてずっと使っていけるのか。

その3点、お聞かせください。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

令和2年度の当初予算要求書の103ページです。中ほどに実施設計というふうに440万円、計上されています。これは、ゼロ町債ということで、令和元年度中に発注しまして、解体の設計を委託している、業務している予算を令和2年度に計上しております。

それから、下の調査ですけども1,885万1,000円。これは役場周辺の解体時における住宅等の建物の調査費を計上しています。解体の場所から半径40メートルにかかる建物について、解体工事を始める前にそれぞれの建物を調査する費用として計上しております。

以上です。

議長（河田信彰）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

馬場議員のおっしゃっているのは、無償化によって公定価格の話をしているんですかね。私らの話ですか。

3番（馬場等）

能登町が負担していた減免額の分。

健康福祉課長（大森凡世）

すみません。減免額というのがちょっと分からないんですけども。何を言っているのか。

3番（馬場等）

負担していた分というか。

健康福祉課長（大森凡世）

公定価格より安くして。でも、その分しか来てないので。安くした分しか。

一応、国は公定価格を勘案して、国全体で幾らあったさかいに幾らくれますよというような感じじゃないんですね。国全体で人口とかそういうのをいろいろ勘案した形で交付税算入するということなので、決まった差額分が来るというわけではないんです。そういうことで、別に予算措置はしていません。

議長（河田信彰）

馬場さん、申し訳ないですけども勝手にしゃべらないでください。こちらにちゃんと手を挙げて、私が許可をしたらお話していただくようお願いいたします。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

まず合併債の件で、先ほど取壊しの経費とかありましたが、取壊しの財源につきましては、その上屋の整備におきまして、それで決まりますので、上屋に何を整備するのか。そこが対象になりますので、今のところ決まってないということがお答えです。

それと、あと合併債の1年延ばさせていただきました。これは令和元年度で一応終了する予定でしたけれども、繰越し部分がこれからまだ精査、事業途中ですので、限度額は出させていただきましたけれども、そこにも合併債が入った部分がございます。その部分を使い切るためには1年延ばさんといかんというものでございました。

現在、令和2年度の予算も要求させていただいています。そこでは発行予定額は1億250万円、今年度も予算の要求をさせていただいております。

ということで、使い切る、年度で使い切らんといかんということになりましたので1年延長させていただいたというのが今回の計画の延長になります。

それと基金のお話がありました。基金もこれで使えないのか。まだ十数億ございます。その分につきましては、今後ずっと使えるということでご了解お願いいたします。

以上です。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

旧庁舎のことに関してですけれども、調査費とかわかりましたけれども、要するに令和2年度に取壊しの予定なのかどうかということの問い合わせなんですけれども。それに対して、令和2年度に取り壊すというのは決まっているのかということですので。

議長（河田信彰）

3番 馬場議員。議案に対する質問は、上程された議案の範囲を超えないようにしていただきたいです。

それと、先ほどもしゃべらせていただきましたが、一人一人やっていたらすぐ終わってしまいますので、こちらのほうの質疑もしてください。お願いします。

休 憩

議長（河田信彰）

暫時休憩します。（午前11時40分）

再 開

議長（河田信彰）

再開いたします。（午前11時44分再開）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

健康福祉課の課長の答えに対して、もう一度質問してもいいですか。

令和2年度の予算書の19ページ。民生費負担金。さっきの話の続きでいうと、単純にいうと民生費負担金が1,676万7,000円、来年度は減っています。予算として。

議長（河田信彰）

馬場議員、所管の質問なので委員会で聞いていただけますか。

3番（馬場等）

分かりました。

質問はこれで終わります。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

議案第4号 一般会計予算から3点聞きたいと思います。

1点目、41ページ。総務費、3目財政管理費の委託料、個別施設計画策定業務1,808万4,000円。これについて、先ほどの町長の提案理由の説明では、公共施設の適正管理や効率的な更新を図るため、施設ごとの現状や利用状況を把握し、今後の長命化や更新等の方向性を見いだすということでした。

金額も決して小さくないので、もう少し具体的な説明が欲しいのと、私は何度も再質問しません。その代わりに、委託料というのは時折丸投げして計画をつくるところで終わってしまうことが多いものですから、これについてしっかりまず1点目、説明してほしい。

次、2点目、43ページ。同じく総務費で、一番下の欄の工事請負費、資産1,295万8,000円、資外238万5,000円。これについて、先ほどの提案理由説明で、その前でも、それからその前に開催された全員協議会でも私は説明を受けなかったような気がするんですが、もしかしたら聞き逃しかもしれませんが、これについて43ページ、工事請負費についてご説明願いたい。

3点目、特に庁舎管理の需用費について説明を求めたいと思います。42ページ、庁舎管理費の主たるランニングコストとして、ここの庁舎の分は2,405万円、需用費。48ページでは、柳田総合支所の需用費が268万3,000円。49ページ、内浦総合支所の需用費は730万7,000円。同じく49ページ、小木支所の需用費は196万2,000円。50ページで、鶯川支所の需用費がこんな少なくていいのかな、31万5,000円。トータル3,631万7,000円の需用費が予算計上されております。

もとより需用費というのは、修繕費があったり燃料費があったりいろいろあるんですが、庁舎を管理していくこれからのランニングコストという意味では、どこからどこまでが需用費なのか、私はよく分かりません。この需用費についても、例えば去年9月に配付された決算書によれば、決算書のほうには光熱水費とか修繕費とかいう項目がありますが、予算書にはそれがなくて、需用費で一発で上がっていますので、私はどうも理解が難しいんです。

これだけで需用費と光熱水費と燃料費だけを両方比べてみたら、特に今年度の分は比べようがありませんから平成30年度の決算時点のこのものと比べた

場合に、1,500万ほどで30年は上がっています。今年度の予算は3,600万ほどと先ほど申し上げました。これほどの差はないと私は思っています。でも、きっとこの庁舎に関しては、LEDとか自然採光とかいろんところで工夫がされているはずだと思います。そういう意味でも、需用費の捉まえ方について、それから庁舎のランニングコストについて、ご説明願いたい。

あわせて、火災保険料、前年が1,900万ほど上がっています。この火災保険料が今回の予算書には火災保険料一千九百数万が今回上がってないんですが、これはどこに上がっているのか教えてください。

以上です。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、予算書の41ページの財政管理費の中で委託費の説明を願うということでございました。

委託費では、個別施設計画策定業務として1,808万4,000円計上しております。これは国より令和2年度までに策定を求められておまして、まずこの背景には、過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎える。一方で、地方団体の財政は依然として厳しい状態が続いているということで、また人口減少により今後の公共施設の利用状況が変化していくことから、合併後の市町村においては施設全体の適正化を図る必要があるということで、各地方公共団体が公共施設の全体を把握して、長期的視点に立って公共施設の総合的、計画的な管理を行うため、能登町では平成28年に公共施設等総合管理計画というものを策定させていただいております。

目標数字といたしましては、建築系の公共施設、延べ床面積の総量を現在よりも10年間で20%削減したいというような目標でありました。今回の個別施設計画では、この管理計画に基づきまして、さらに個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検、診断によって得られた個別の施設の状況、それから維持管理、更新等に係る経費を含めて、今後、優先順位も考えながら施設の内容や実施時期を定めるものということで、この計画をつくるというものでございます。

施設数としては317を予定しておまして、建築面積は今現在、約20万平米。その2割ということで4万平米の削減を目標にしているんですけれども、施設ごとの状況を把握したいということで、もちろん業者も委託は出しま

すが、各課から担当も呼びまして、施設の状況を把握していただいて挙げていただいて目的に達したいというような計画でございます。

次に、43ページの財産管理費の工事請負費の1,534万3,000円の件でございます。主な工事といたしましては、昨年度からの継続事業でありまして、小木の高浜地区の民家裏の町有地ののり面保護工事をやっております。令和2年度で完成予定なんですけれども、その部分で約1,295万8,000円をこのうち計上しております。

その他の工事といたしましては、法定外公共物の舗装とか側溝改修、小さいものでありますが、それを九里川尻、宇出津山分地区の2か所で予定しております。そのほか、ちょっと小さいですけども崎山山村センターの駐車場の区画線をきれいにしたいなというような経費が238万5,000円。

それを2つ合わせまして今の予算を計上したものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

鍛冶谷議員からは事前に通告も受けておりましたので、私のほうからは施設の庁舎の維持管理について、特に新しい施設ができましたので、その施設について需用費、その中の燃料費、光熱水費がどれぐらい変わってきたのかというご質問だったと思います。

小木支所と鶴川支所に関しては、所管が総務課ですので私から答えさせていただいて、新庁舎並びに両総合支所については、企画財政課長のほうから総括的な説明をさせていただきたいと思います。

まず、予算書の49ページですが、需用費196万2,000円を予算で計上しております。この需用費の中には、確かに議員おっしゃるようないろんな費目が入ってまして、維持管理費というものが分かりにくい状況になっておりますので、その中での燃料費、光熱水費について説明させていただきます。

まず小木支所に関しては、燃料費が1万7,000円入っております。年間で1万7,000円です。それと電気使用料が138万8,000円となっております。前年よりも増えておりますけれども、これは今現在、小木支所の隣で建設を進めております小木地域交流センター、これの電気料が令和2年度は含まれていまして、その分で約35万円が年間にかかってくるというふうに見込んでおります。あと水道使用料では8万9,000円。それとガスの使用料で9万4,000円を見込んでおります。

次に、50ページの鵜川支所費でありますけれども、ここに関しては、需用費の中に含まれておりますのが維持管理経費としましては燃料費の7万9,000円のみでございます。鵜川支所の電気料については鵜川公民館のほうですと支払っておりますし、新しく改修とかもしておりませんので、例年どおりの予算計上となっております。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

それでは、新庁舎の件で予算の需用費の関係で、ご説明させていただきます。

対前年から見ますと、42ページの財産管理費、説明欄に庁舎管理費4,159万6,000円と大きくなっておりますが、今おっしゃったように、この中には庁舎の部分とそれ以外の部分も需用費の中ではあります。

まず予算対比でいいますと、昨年までは5目の庁舎管理費の中には能都庁舎管理費、柳田庁舎管理費、内浦庁舎管理費となっております。今現在の予算書では、先ほどの48ページに支所費と振り替わっておりますので対比が非常に分かりにくいというのがあれです。

まず、予算の増減から簡単にご説明させていただきます。

昨年は、能都庁舎管理費分で2,637万6,000円見ておりました。説明欄に載っておりました。それが今現在、この庁舎管理費では4,159万6,000円ということで、増分では1,522万円増となっております。予算ベースで。それと柳田庁舎に関しましては、昨年はこの5目に載っていた経費は382万1,000円です。今年は10目の支所費では513万8,000円ということで、これも131万7,000円の増となっております。次に内浦庁舎の管理費ですが、昨年は1,031万円となっていました。本年度は873万8,000円ということで逆に157万2,000円の減と、予算ベースではトータル的にはそうとなっております。

それでトータル的に、節は、ずれておりますがその3つを合わせますと議員さんおっしゃったように1,496万5,000円の増となる。

中身のお話になりますが、議員さんおっしゃったように30年度決算を調べてみました。それも大きなところで光熱水費のジャンル、需用費の中でも細かいところがありますので全体的にはあれですが、30年度決算で能都庁舎の決算額では511万4,686円、決算ベースで511万5,000円程度。本年度の能都庁舎の光熱水費は2,660万程度、予算を見ております。それで大体2,150万程度のそこだけで増なんですけれども、これは設計者の最大

限の使用料見込みで積算して計上させていただいたもので、今後また決算に応じて、いろんな節約ができるのか見ていきながらやっていきたいと思っております。主な要因は、そのほか維持管理費としましては、エレベーターの数が相当増えているとか、それとか消防施設なり清掃業務も少し大きくなりましたので、昨年から見ると大きい増額となっております。

いずれにしてもトータルに、予算ベースでなくて決算ベースで見ますと3庁舎合わせて大体2,300万ほど増となっているということで、ご了解願いたいと思います。

以上です。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

大変るる詳細な説明をいただきました。ただ、私は年いっているからかメモ能力がないから、一生懸命書いても遅れていきますので、後でメモ程度で結構です。でも町を運営していくのに、どうしても必要なことですから。少しでもこの経費を安くするために、職員の皆さんにも頑張ってもらわないかんけれども、議員も理解して減らせるところは減らすというような形でしてほしいと思います。

あと1点だけ、答弁漏れなんですけど、保険料の1,900万はどこへ行ったんですか。どこに上がっていますか。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

町有財産の建物の保険料はどこに計上されているのかということで、43ページの説明欄の一般財産管理費という費目があります。そこで建物の共済保険料としましては、役務費に1,929万5,000円書いてありますが、そのうちの1,883万2,000円を町有施設の建物の共済保険料としておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（河田信彰）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

質問の前に、ちょっと議長にお尋ねしたいと思います。

所管の質疑はするなどありましたね。私、以前に、所管の質問もしてもよしというふうなお話をお聞きしておりました。それは今どうして変わったんですか。それをちょっとお答え願います。

議長（河田信彰）

市濱さん、誰に聞いているんですか。私ですか。

7番（市濱等）

はい。

議長（河田信彰）

一般質問にしてください。

基本的に、自分の所管のやつは自分が聞けるところなので、聞けないところのやつをするという決まりなんです。

7番（市濱等）

この前そういう緩和はなかったですか。

議長（河田信彰）

ないです。

7番（市濱等）

そうですか。私の記憶違いかね。

議長（河田信彰）

はい。申し訳ありません。

7番（市濱等）

できたら私、ここでちょっとお聞きしておいて、そして委員会にしっかりしたものを用意していただいて出していただければいいのかなど。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。私から少しだけ。
今、議案質疑です。理解してください。以上です。
ほかに質疑ありませんか。

7番（市濱等）

それでは、1つだけお願いいたします。

議長（河田信彰）

質疑ですか。
7番 市濱等君。

7番（市濱等）

ありがとうございます。
それでは、当初予算書の42ページ。2款の総務費、5目の財産管理費、説明欄に庁舎管理費があります。先ほども話が出ていましたけれども。43ページに一般財産管理費においてお聞きします。
防災上の緊急発電用電源が72時間と長時間の対応が迫られておりますが、新庁舎にはその設備は整っておるのでしょうか。そして、ついでに内浦、柳田、小木支所はどんな対応になっておるか、お聞かせください。
以上です。

議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

新庁舎において72時間の電気、非常電源を確保しております。それと、内浦、柳田においても非常電源は用意しておりますけれども、72時間かどうかは調べて、またお知らせしたいと思っておりますので、お願いいたします。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長（河田信彰）

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第38号までの35件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第38号までの35件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

請願上程（請願第1号）

議長（河田信彰）

次に、日程第41、請願第1号「石川県における精神障害者の医療費助成について」を議題とします。

趣旨説明

議長（河田信彰）

今期定例会議において上程することとした請願は、お手元に配付してありま

す請願文書表のとおりであります。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第1号「石川県における精神障害者の医療費助成について」

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

それでは、請願第1号「石川県における精神障害者の医療費助成について」、趣旨説明をいたしたいと思えます。

精神障害者は障害者の認定を受けながらも、医療費助成の点では他の身体障害、知的障害者から大きく後れを取っているのが現状であります。多くの精神障害者は経済的に困窮し、通院・入院の医療費の自己負担に苦しみ、精神疾患だけではなく身体疾患の治療さえも十分に受けられない人たちが少なくないわけであります。

石川県は「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」を成立しましたけれども、これを機に石川県議会に「石川県における精神障害者の医療費助成について」の請願を行ったところでございます。令和元年12月の定例県議会におきましても満場一致で採択をされております。

しかしながら、医療費助成事業の実施主体は各市町でございまして、当町においても石川県議会同様に請願を提出いたしますので、本要旨の実情をご理解賜り、議員各位におかれましてはご審議の上、何とぞご採択を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

よろしくお願いをいたします。

議長（河田信彰）

請願の趣旨説明が終わりました。

常任委員会付託

議長（河田信彰）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会議期間中に報告していただきますようお願いいたします。

請願上程（請願第2号）

議長（河田信彰）

次に、日程第42、請願第2号「農道（中斉～大久保）の町道格上げに関する請願書」を議題とします。

趣旨説明

議長（河田信彰）

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第2号「農道（中斉～大久保）の町道格上げに関する請願書」について11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

それでは、請願第2号「農道（中斉～大久保）の町道格上げについて」、趣旨説明を行います。

当該農道沿いには20年以上にわたり営業を行う事業所が複数存在し、新たな事業を行う企業も進出しています。当該農道は産業道路としての役割を持っており、近年では能登町における解体工事の件数も増加傾向にあり、木くず搬入や建設残土の搬入するためのダンプトラックの台数は増加傾向にあります。現状では道路の幅が狭く、道路脇の側溝も蓋がないU字溝のため、10トン積みダンプトラックや作業者のすれ違いができず、無理にすれ違おうとするとトラックが道路から落ちる事故も、しばしば発生しています。

以上の理由を踏まえ、地域産業の発展のため、当該農道の一部800メートルを町道に格上げしていただく旨の請願を提出いたしましたので、本要旨の実情をご理解賜り、議員各位におかれましてはご審議の上、何とぞご採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（河田信彰）

請願の趣旨説明が終わりました。

常任委員会付託

議長（河田信彰）

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第2号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会議期間中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議

議長（河田信彰）

日程第43、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、3月9日から11日までの3日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、3月9日から11日までの3日間を休会とすることに決定いたしました。

次会は、3月12日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（河田信彰）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

起立。

お疲れさまでした。

散 会（午後0時15分）

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (河田信彰)

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (河田信彰)

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしく申し上げます。また、質問の回数は質疑と同様に原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申合せ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

4番 田端雄市君。

4番 (田端雄市)

公明党の田端雄市です。

新型コロナウイルスの感染状況は、全国、全世界において、いまだ終息の兆しが見えません。罹患された皆様には心からお見舞い申し上げ、一日も早い回復をお祈りいたします。不幸にもお亡くなりになられた方々には、深く哀悼の意を表します。

本町においても小中学校において緊急の措置が取られ、これによる様々な課題に対応する関係者の皆様に深く感謝するものであります。一日も早い終息に向けて、共々にこの試練を乗り越えてまいりたいと願うところであります。

それでは質問に入ります。

昨年10月に幼児教育・保育の無償化が始まりました。これは公明党が2006年に少子化社会トータルプランとして発表して以来、今日までその必要性を訴えてきたものであります。我が国は従来から社会保障政策は高齢者に偏り過ぎているとの批判もありました。また、世代を超えての公平さが認識され、

近年、子育て世代の支援も求められてきていたところであり、いよいよここから全世代型の社会保障の構築が始まると言えます。

この幼保無償化の社会的意義について、京都大学、柴田悠准教授の論文を引用し、確認したいと考えます。

ここに2つの意義があると言われ、1つ目は虐待に対する予防が進む。経済的事情で子供を保育施設に預けられない親御さんがいる。こうした家庭は社会的に孤立しやすく、過大な育児ストレスが虐待のリスクを高めると言われております。

もう一つの意義は、人手不足の緩和と女性活躍につながるということであり、今回の無償化により、長時間子供を預けられる保育施設の利用が増えることが予想されます。その結果、母親の就業が増え、人手不足が緩和されたり女性の活躍が進んだりすることが考えられます。

以上の2つが無償化の社会的意義として挙げることができると考えられます。

近年、政府は、子ども・子育て支援は国の責務であるとの姿勢を社会に示してまいりました。待機児童の問題でも、18年度からは子育て安心プランを実施して20年度末までに約32万人の受け皿を拡充する予定となっております。こうした取組により、社会にも子ども・子育て支援は重要な課題であるとの認識が広がってまいりました。この流れの中での幼保無償化であり、時代と国民のニーズに応えた施策と評価しているところであります。

町長は、今回の事業の執行者として、今回の無償化の取組について利用者の反響や、また子育て支援の観点を踏まえてどのように評価されているのか、答弁をいただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは田端議員の質問に答弁させていただきますが、国の定めによりまして昨年の10月から実施となっております幼児教育・保育の無償化は、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児を対象としたもので、当町では独自に副食費も無償化しております。

この制度は、子育て世帯の仕事と生活の調和や出産、子育てを支援していくものと認識しておりますが、当町では無償化となる以前より3歳以上のほとんどの児童が認定こども園を利用されており、そして待機児童もいないことから、特に評価という検証は行っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

幼保無償化がスタートして1か月後の11月11日から12月20日にかけて、公明党は、全国で関係する当事者の皆様の声を聞くべく無償化の実態調査を行いました。この調査により、2つの成果を得られたと考えます。

1つは、利用者の約9割に幼保無償化の制度が評価されていることであります。また、利用者の経済的負担である保育料に関しても負担が減ったと回答した人は65.5%でした。これは制度の目的である1点目の家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策が高く評価されているものと考えられます。

2つ目の成果は、今後取り組む課題は何かについて、幼児教育・保育の現場における質の向上と受皿整備を明らかにしたことであります。利用者に対する幼児教育・保育に関し今後取り組んでほしい政策との質問では、全国では第1位が保育の質の向上で50.1%、第2位がゼロ歳から2歳児の無償化の対象拡大で38.8%でした。石川県では順次が入れ替わり、1位がゼロ歳から2歳児の無償化の対象拡大で56.6%、2位が保育の質の向上で37.7%となっております。

他方、事業者が求める安定的な経営を続ける上で期待する政策に対する回答では、石川県内の調査の第1位が人材の育成、確保への支援で92.5%となりました。

私は、今後の本町の幼児教育・保育の方向性は、今回、公明党が調査結果に検討を加えて定めていくべきではないかなと、こういうふうと考えております。

今回の公明党の調査については、執行部にお示しはしてありませんが、町長は、今回のこの評価の上で、さらに幼児教育・保育の課題としてどのように考えておられるのか。また、今後どのようにして取り組もうと考えておられるのか、答弁をいただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、今後の取組とのことですが、子供の健全やかな育ちを支援していくため、今ある資源で、でき得ることを最大限に生かしまして、子ども・子育て支援事業計画の下、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していくことが努めであるというふうに考えておりますので、

ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

端的なお答えでございましたけれども。

評価と、それから今後の町の課題についてお話をさせていただきました。1つは、評価については、この事業の執行者としては、PDCAのサイクルの中でやった結果としてどこにチェックを入れていくのか。そして次の行動はどう取るべきかということは課題として考えるべきではないかな、こういうふうにして思ひます。

また、確かに先ほど社会的な意義ということで2つ挙げたわけですが、これについては全国一律という形では押し進められないものでありまして、先ほど挙げたのはあくまでも待機児童がない、また能登町よりもう少し大きな中核都市ぐらいの話になるのかなと、このようには考えますが、いずれにしてもそういった社会的な意味は全国的にはある。これは間違いないわけですので、それに対してしっかりと町がさらにそれに上乗せしての質の向上、また、その課題を解決していくことを考えていかななくてはいけないんじゃないかなというふうにして思ひます。

私は、先ほど述べました県内の調査結果が示すゼロ歳から2歳児の無償化の対象拡大、これは次のステップに向けて、ぜひ実現していきたい。このようにして考えております。また、保育の質の向上に注視して、この2点について進めるべきであろうと、こういうふうと考えております。何を重点課題とするか。また、課題達成のための施策はどうするか。ここに町長をはじめ執行部の意思が表れるものと考えます。

そこで私の提案でございますけれども、こうした時代に応じたものが常に新たな課題として出てくる。また、人の考え方も変わってくる。その中での課題というのは常に出てくるわけで、課題が今までどおりの形で来るということはありませんと私は思ひます。

そういったことから考えますと、新たな課題が明確になってきたときにこそ果敢に新たな挑戦をしたらどうかと、このように考えるわけでありまして。一歩先んじる。一つ深掘りをする。こうした一歩前への取組が近隣自治体との差別化になり、新たな魅力につながる町の資源となる。このように確信をいたしております。

例えば、先ほどもお話があったと思ひますけれども、今回の無償化に合わせ

て給食費を無償にした。これは明らかに他の自治体とは違うわけで、この部分はしっかり強調して、町の特色なんだと、特色の一つなんだという形はしっかり言える施策だと考えます。そのように利用者からもしっかり評価されている。私はアンケートを取りながらそのような実感も思いました。

様々施策にはもちろん財源が必要でありますし、しかし、財源がなくてもできる施策もあるのではないのでしょうか。関係担当職員の知恵あるリードに期待するものであります。

そこで、私がこの調査結果から踏まえた課題について、保育の質の向上について、私の考えの一端を述べてみたいと思います。

保育の質の低下で、すぐに考えられるのは、1人の保育士の受け持つ子供の数が過剰に多い場合であります。1人の保育士が何人までの児童を見てよいかという職員配置基準というものがあります。ゼロ歳から2歳児までについては日本の配置基準はゼロ歳の場合3人、1歳から2歳の場合6人として、OECDよりもいいわけですが、3歳から5歳児についてはOECDの平均が18人なのに対して日本は3歳児が20人、4歳から5歳児は30人でもよい、このようになっております。これは加盟国の中で最悪の基準となります。

本町は、少子化を反映し、この基準のようなどころにはないとは思いますが、それでも生後半年の乳幼児が入所しますと定員は厳しくなる、このような状況になると思います。職員の配置基準は根拠のあることとして踏まえながらも、子供の保育環境のさらなる質の向上の観点から余裕ある人員の配置を考慮していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。保育士の先生方には、ともかく都市部の自治体と違い、詰め込み保育にはなっていない。余裕のある児童の受持ちなら、学んできた専門知識やキャリアでさらなる質の向上を図っていくことができる。このように考えたらいかがでしょうか。

今回の無償化の実施により、保育のニーズが高まると、国の基準ぎりぎりまで児童の受入れが求められることも懸念されます。こうした中で心配なのは、言うまでもなく子供の健全な発達を阻害する危険性です。詰め込み保育が行われると、保育士に余裕がないために子供たちに丁寧なケアがなされず、言語などの認知能力だけでなく、意欲や社会性といった非認知能力の発達までが悪化してしまう傾向があるとされておりまして。

述べてきたことは、現場の保育士の先生方は十分知っておられることと思えます。あえて述べたのは、保育士たちの日常の保育活動が自分らが思っている想像以上に意味あることと知り、さらに新たな意味を見いだすことが自分自身の価値をつくっていくことを知っていただきたいからであります。

教育は選ばれた人にしかなし得ぬ生業と言った方がおられるが、まさに子供を育てることは未来に関わっていく聖人の仕事として、どこまでも志を高く持

っていただきたいと願うところであります。町長をはじめ執行部としては、最前線の保育士の先生方の意見をしっかり受け止めて保育環境の整備に努めていただきたいと考えています。

こうした私の考えの下、提案をいたしたいと思います。

1つは、喫緊の人材不足に対しては、児童の数の地域間格差を考慮し、柔軟に保育士の派遣等を検討したらどうかと提案をいたします。公立は、もちろんそのような異動のシステム等はあったでしょうが、今回の提案は、民間施設も含めて町全体で資源としての保育士を柔軟に働いていただくことを狙いとするものであります。また、近い将来の保育士不足に対しては、医師や看護師と同じく奨学資金による制度として養成していく考えを持ったらどうか。いずれもその対応の成否は、就学前の重要な時期の子供たちの福祉と未来の幸福に直結する課題であるからであります。

2つ目は、現在、町内には公立と民間の認定こども園が運営されております。さきに紹介しました今回の調査では、主に民間の小規模保育所に見られる課題として運営費の補助も挙げられておりました。公立はともかく、民間はその施設の財政資力に頼らざるを得ず、その状況が現れているものと考えられます。通常の運営費は例年予算計上されておりますが、公立、民間の区別なく同質、公平な教育を受けられる環境整備を考えると、特に民間施設における大規模な改修や子供を取り巻く環境の変化があった場合、その整備を町はどのように対応する考えであるか、保育の質を維持する適時適切な対応を考え、質問をいたします。

この2点について、町長の答弁をお願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず職員の派遣ということではありますが、例えば公立と私立とも町内での保育士の確保ということが重要な課題となっていることは認識しております。しかしながら、国が定めております保育士の配置人数も児童の年齢や人数によりまして各園によって異なっておりますので、現実的ではないというふうに考えております。

公立を統廃合し、民営化に踏み切るような状況になった場合には、一時的に職員の派遣ということもあり得ますが、今のところそういう考えはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

また、奨学金制度の導入につきましては、今後も少子化が進むことが予想さ

れ、新規に採用する人数の予測が難しいことから、現在のところは導入の考えはありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

また、民間施設の改修につきましては、国、県の補助基準に基づいて補助しております。環境の変化とはどのようなことを想定しておられるのか分かりませんが、そのときにできることがあればしっかりと支援していきたいというふうに考えております。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

答弁ありがとうございます。

公立だけの場合は派遣の仕方があるんでしょうけれども、民間が入ると、給与規定とかいろいろな形で障害があると思えますので、なかなかそれは簡単に行かないとは思いますが、ただ、保育士の人材という観点から見ますと、一旦離職してしまうとなかなか戻すことができないので、そういう意味ではしっかりそういった民間、公立の枠を超えて派遣するようなことも考えながら行ったほうがいいのではないかとこのご提案でございます。

評価につきましては、町長の事業執行者としては、もう少し力を入れた形の評価が本当は欲しかったわけですが、これから続いていく事業でございますので、その中でまた新たな課題が出てきた場合には、またそれに対応していただきたい。このように申し上げて、2番目の質問を終わります。

3番目の質問に入ります。

国連の持続可能な開発目標であるSDGsに関して質問をいたします。

本年は、SDGsの目標達成年次である2030年へ向けて次の10年の始まりとなります。私たちの住んでいるこの社会は、果たして未来に向けて持続可能だろうか。この素朴な問いに地球規模で考え解決していこうというのがSDGsであります。最初の目標であったミレニアム開発目標、MDGsは、2015年まででその役割を終え、残された課題の解決のためSDGsは2030年までの解決を目指しております。ミレニアム開発目標、MDGsは、主に開発途上国を対象としたものであったのに対して、SDGsは持続可能な社会づくりに関する新たな目標が加わりました。これにより、MDGsが国際協力など一部の人々の関心事であったのに対し、SDGsは地方自治体、企業、NPO、教育界など幅広い人々から注目を集めております。

このSDGsの17の目標については、自治体の施策や事業は多岐にわたっておりますので、ほとんど関係していると言われております。しょうもない話

でありますけれども、それを一覧表にして事足れりとしているところもあると聞いております。食品ロス、海洋廃プラの問題など、皆このSDGsの活動につながってまいります。行動を起こすことは本町だけの活動では終わらない。地球の裏側までも関係する活動となります。まさにThink Globally, Act Locally、「地球規模で考え地域で行動しよう」であります。

私は、事業や活動に対し、町のSDGsの取組は、その事業や活動に地球規模の意味を持たせ、町の特色ある活動にしていくことができると考えております。例えば、さきに要望した幼児教育・保育の取り組みは、SDGsの第3番目の「すべての人に健康と福祉を」になりますし、またSDGsの4番目の「質の高い教育をみんなに」の目標解決の行動となります。今回詳しくは述べませんが、SDGsの理念であります公正、共生、循環を踏まえ、「誰一人取り残さない」とのスローガンを携えての活動を重ね、活力と魅力あるまちづくりを望むものであります。

ちなみに、政府は16年5月に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を立ち上げ、本部長を内閣総理大臣としております。自治体においても何らかの形で推進している自治体は13.4%、理念である「持続可能な」が入っている条例も見られるようになってきたようであります。私自身も、能登町の未来世代へ町の誇りある資源を持続可能な形で残し行く活動に進んで協力するつもりであります。

町長は、まさに今、地球規模で進められつつあるSDGsについて、どのように考えられているのか。また、本町として取り組む考えはあるのかをお聞きしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、SDGsは、議員がおっしゃるように2015年9月の国連サミットにおきまして、193の加盟国が全会一致で採択された2016年から2030年までの持続可能な開発目標であります。この中には、17の目標と169のターゲット等が設定されておきまして、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界の共通言語となっております。

これからの社会は、これまでの単一的な目標では成り立たず、SDGsにある経済、社会、環境の3つの側面のバランスが重要であり、それを全てのステ

一クホルダーが役割を持って進めていかなければならないと思っております。当然ながら、当町におきましても積極的に推進していかなければならないと考えております。

また、本町としての取組であります。平成28年12月に政府が策定しました持続可能な開発目標実施指針の中で、各自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改定の際には、SDGsの要素を最大限反映させることが推奨されております。

加えて、昨年12月に策定されました国の第2期総合戦略において、「SDGsの理念を踏まえた地方創生を推進し、様々な地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを進める」というふうにされております。

当町といたしましても、総合計画等の改定作業、また現在進めております第2期の能登町創生総合戦略において、議員がおっしゃるように、例えば4番「質の高い教育をみんなに」、あるいは11番の「住み続けられるまちづくりを」などのSDGsに視点を取り入れ、実効性のある計画策定に努めてまいりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

SDGsの取組を入れながら町のこれからのまちづくりをやっていくという話でございますね。

先ほどもお話ししたとおり、いろんな事業をやっておられるわけですけれども、その事業には必ず先ほど言ったとおりつながっていくものだと思うんですね、このSDGsは。ただ、いつも町長言われるとおり、町民とともに協働でのまちづくりという意味では、まだまだ町、執行部が考えて進めているその事業が町民に理解してもらおうということのほうが、裾野を広げていく、その部分の活動が必要ではないかなと思います。そういう意味では、いろんなことをやっていますよということじゃなくて、年度を限っても結構ですし、事業に限ってもいいんですけれども、これはこういう意味でSDGsにつながっていくことなので町挙げてやりませんかというような活動があったほうがいいのではないかと、このようにして考えます。

そうした活動の中で、将来に向けて安心と安全で、そして活力あるまちづくりができる。このようにして、私はそこにつながっていく、このように考えておりますので、また事業については深掘りをしながら事業を進めていただきたい。

このように申し上げて、私の質問を終わります。以上です。

議長（河田信彰）

以上で、4番 田端雄市君の一般質問を終わります。

それでは次に、1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

おはようございます。

最近、世間を騒がせている新型コロナウイルス感染症は、いまだ収まる気配はなく、多方面に影響を及ぼしています。

スポーツ界でも多くの大会が中止となる中、3月8日初日を迎えた大相撲春場所は、初の完全無観客での開催となりました。郷土力士の一人である炎鵬関は、観客の声援がない中ではアドレナリンが出ず、相撲が取りにくいとのことでした。炎鵬関にとっては、観客の声援が力となり、自らの気持ちを奮い立たせ、自分より大きな力士に挑んでいるのだと思います。関取の中でも一、二を争うほどの人気力士であるため、静かな土俵での相撲は取りづらいのだと思います。

我々議員も、たくさんの町民の皆さんの支持を得て議場に立つことができます。大相撲の会場とは比べ物になりませんが、傍聴席もありますし、生放送もされております。町民の皆様は、我々議員がどのような発言をするのか、それを受けて町はどのように対処するのか、議員のみならず町長を筆頭に町の幹部職員の皆様の言動に大きな期待を持たれているのです。

私たちは、町の将来を託されているのです。大相撲のような勝負の世界ではありませんが、誰かに見られている見られていないにかかわらず、議論を交わすことでよりよいまちづくりの一手が生み出されることを望みます。

それでは、通告のとおり2点質問します。

最初に、官民協働による見守り体制の構築について質問します。

昨今は、少子・高齢化、過疎化により著しく人口の減少が進んでいる反面、核家族や高齢者の独り暮らしをされている方が増えています。このことから、児童生徒の登下校時の見守りや高齢者の見守りなどは安心・安全に暮らすための支えとして必要です。そのためには官民が協働で見守り体制を整えることが重要だと考えます。

現在、内浦地区の商店連盟が従来のポイントカードに見守り機能を追加したICカードを導入し、児童と高齢者の見守りに貢献されています。このシステムにおける児童の見守りは、児童の保護者が持つ通常のポイントカードと児童が持つ見守りカードがセットになっており、児童が登下校時に小学校に設定

されている端末機に見守りカードをかざすと、保護者の携帯電話に登下校を知らせるメールが送られるというものです。現在、松波小学校と小木小学校に設置されており、同じ端末機が学童保育を行っているまつなみキッズセンターにも設置されております。

私は大変よいシステムだと考えていますが、教育長は、このシステムと民設小学校への端末機の設置などについて、どのように考えておられますか。お答えください。

議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、私のほうからお答えをしたいと思います。

見守り付端末につきましては、端末にICカードをかざすことにより、登下校の時間をポイントカード所有者の保護者の端末等でメールで連絡するサービスとなっております。教育委員会では、その端末の電気代、そしてサーバーの使用料を負担しております。設置学校は、先ほど言われました小木、松波小学校、そして、まつなみキッズセンターとなっております。児童のカードの所有率は、両校で約85%の利用と聞いております。この見守り機能については、保護者の安心感など一定の効果があると認識をしております。

全小学校への端末機の設置についてであります。教育委員会としては、今現在、見守り活動を通して地域の方々と児童が触れ合うことで地域の防犯体制の確立や地域の交流促進が図られると思っておりますので、町として端末機の設置は今のところ考えてはおりませんが、今後、端末機設置の小学校におきましては、商工会、また関係機関から設置の要望をされた際には、設置済みの学校と同等な対応を行っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

私は、未設置地区の商店などと協力し、小学校に端末機を設置し、児童の見守りを行うことが望ましいと考えます。

内浦地区の商店連盟がこの見守り機能付システムを国の助成を受け導入することになったそうですが、当初の予定額の助成が受けられなかったため不足分

を町が助成したと聞いております。未設置地区に導入する際も同じように助成できないでしょうか。当時対応したのは、ふるさと振興課だと聞いております。当時の経緯についてもお答えください。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

お答えをいたします。

内浦商店連盟協同組合では、平成30年度に、地域商業自立促進事業という国の事業で、国から必要経費の2分の1の補助、そして町のほうからは必要経費の4分の1の助成をしております。この事業につきましては、地元商店街が町行政と連携し、児童の見守りや高齢者の安否確認機能を持つIC型ポイントカードシステムを導入するという町との連携性がありましたので、そのことも含めて補助をしているわけであります。

このシステムでカード会員を増やすことで、地元商店街の売上増進と地域の活性化につながるものというふうに思っております。

設置の端末は、現在、加盟店は37店舗で41台、それから公営施設や見守り用の端末も含めると現在は53台となっております。

今ほどの買い物カードが町に普及することで地元商店街での購買率が高くなり、経済性の観点からも未設置の商店街に既存システムの拡張がされることが理想だというふうにも考えております。また、消費者の高齢化が進み、最寄りの商店での買物が必要となってきます。カードには高齢者の見守り機能も付加されていますので、未加入者のカード端末機導入経費の助成につきましては、今後、未設置の商店街組織のご意見に留意して検討してまいりたいというふうにも思っております。

以上です。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

内浦地区の見守りシステムは、当地区の商店連盟が商店街の活性化を図るため、ポイントカードに児童だけでなく高齢者の見守り機能も追加し、導入しました。高齢者の見守りについては、65歳以上の独り暮らしの方が対象で、ポイントカードに見守り機能を追加したカードを持ってもらい、15日間カード

が使用されなかった場合、あらかじめ登録されている家族や親族などの保護者の携帯電話にメールが届きます。

それから、安否確認を行うわけですが、連絡が取れず、保護者が直接安否確認できない場合は、町の福祉ネットワークであるひまわりネットワークへ連絡し、所要の措置を要請できるものです。

このように従来のポイントカードの機能を持ち、なおかつ子供や高齢者の見守り機能もついたカードシステムは、今の時代にはなくてはならないもので、町内全域に導入されるべきだと考えております。このことについて、町長の考えをお答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、高齢者見守り機能については、今ほど議員がおっしゃったとおりであります。また端末に関しては、各店舗だけではなくラブロ恋路や真脇ポーレポーレなどコミュニティ施設にも設置されておりまして、カード会員を増やすことで商店街だけでなく広く町のにぎわいにもつながるものと思っております。

高齢者の見守りについては、先ほど議員がおっしゃったように能登町高齢者見守り応援隊ひまわりネットワークがあります。会員の皆様を中心に、住み慣れた地域で安全で安心して末永く暮らしていただけるように、ふだんの活動の中で訪問等きめ細やかな見守りが官民協働で行われているということでもあります。

しかしながら、当町の超高齢化社会に向けて、各分野からの要望があった際には検討も必要であるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

内浦地区は、商店連盟の主導によりこのシステムが導入され、現在、約2,500枚のカードが発行されているということでもあります。子供の見守りカードにつきましては約140枚発行されておるということであり、内浦地区の児童に対しては80%以上のカードを持たれている子供がいるということです。

未設置地区におきましても、商店街の活性化を図る上で、商工会や商店など

と協力し、子供の見守り、そして高齢者の見守り体制を構築することが望ましいと考えます。商店街等の要望があればというようなことでありましたけれども、積極的に町が主導してもよいのではないかなというふうに思います。

続いて、次の質問に移ります。

沖合イカ釣り漁業者の支援強化について質問します。

近年は、温暖化や大和堆での外国船による違法操業の影響によりスルメイカの漁獲量が激減しております。2015年度の水揚げ量は5,932トン、2016年度は4,862トン、2017年度が3,377トン、2018年度が2,137トン、そして今年度が1,541トンであります。2015年度が特に水揚げ量が多かったわけではなく、これについても10年前や20年前の水揚げ量と比較するとかなり低い数量となります。このように温暖化に加えて外国船による乱獲の影響により急激な水産資源の回復は難しく、今後も漁獲量は低く推移することが考えられます。

石川県は、イカ釣り漁業者を対象に、資金不足解消や来期の出漁を後押しするため能登町と信漁連と連携し、新年度に長期融資制度を創設すること。これは金利の一部を助成や減免することで漁業者の負担を軽減するもので、大変よい制度ですが、当然ながら返済しなければならない制度です。そのほかにも以前よりいろいろ助成制度があるようですが、最近二、三年の水揚げ量程度では出漁できなくなるほどの落ち込みです。

このため、せめて2017年度並みの漁獲量に回復するまでの期間限定で、燃料代の一部など漁に直接関わる費用を助成する制度などないでしょうか。ないのであれば、新たに創設できないでしょうか。農林水産課長、お答えください。

議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、吉田議員の質問にお答えをしたいと思います。

当町の主要な産業である沖合イカ釣り漁業は、例年6月から1月にかけて日本海でスルメイカを漁獲し、十数隻で県内の漁業生産額の約2割を占めております。

しかし、吉田議員がおっしゃるとおり、近年は能登半島沖の好漁場、大和堆で外国漁船の違法操業が活発化し、日本漁船が漁場を奪われる状況が続いていることに加えまして、スルメイカの産卵場である東シナ海から山陰の海水温が上昇し、産卵に適さない海洋環境に変化していることから、資源も減少傾向と

なっております。このため小木港における昨年の水揚げ量は過去最低となり、残念ながら2隻の中型イカ釣り船が廃船になると伺っております。

議員がおっしゃるとおり、沖合イカ釣り漁業者への支援強化の必要性は町としても十分認識をしております。燃料代など直接経費となるものへの助成は難しいことから、新年度は、水揚げ不振による経営資金対策として長期の低利融資制度を創設します。吉田議員さん今おっしゃられたとおりなんですけれども、町が県、それから信漁連と連携をして設けるものでありまして、漁業経営と来期の出漁を支援いたします。

当町の繁栄を支えてきた沖合イカ釣り漁業を守るため、今後も幅広い支援を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

もう既に新年度の予算が計画されていますので、新たな助成制度を創設することは難しいとは思いますが、その費用として、例えば、ふるさと納税の返礼品には小木港で水揚げされたスルメイカやスルメイカの加工品などがあります。そのような商品をイカ釣り漁業者の支援を目的とした返礼品として限定し、納税していただくことはできないでしょうか。

ふるさと振興課長、回答してください。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

ご質問のふるさと納税につきましては、自治体が抱える問題や課題解決のために寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化をしまして、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る手法で、ガバメントクラウドファンディング、アルファベットでいいますと頭文字を略しましてG C Fの活用をするものであります。以下、この場ではG C Fというふうな言葉で申し上げますが。

当町におきましては、平成30年2月1日から4月30日の期間で、小木港中型イカ釣り船団を応援しようG C Fプロジェクトを活用しまして、これは先ほどの西暦でいきますと2017年に大和堆において外国漁船による違法操業の影響でイカの漁獲量が激減したことや、当時ミサイルの脅威の中で危険と隣り合わせで操業する中型イカ釣り船団の支援策を実施しました。そのときには

目標額として500万円、結果は504万5,000円の寄附金が集まりまして、その寄附金の返礼品として船凍イカを限定しまして活用したということであります。また、その寄附金で船団には米や梱包箱を贈呈いたしました。

議員のおっしゃるように、再度このGCFを活用して漁業者の支援ができないか。そして、船凍イカを限定した返礼品にできないかというGCFの活用につきましては、第2弾のプロジェクトが同じ内容の場合は、寄附者の共感が薄くなるおそれがありますので、前回GCFを町と県漁協の小木支所が連携して実施しておりますが、次のプロジェクトを実施するための内容や課題解決の支援策がさらに共感を受けるものであるかを担当課並びに県漁協小木支所とともに検討して、対応できないかどうかを図っていきたいというふうにも思っております。

また、通常の一一般のふるさと納税の使い道についてですが、寄附金をふるさと振興基金にしまして、その一部を地場産業の育成として、令和元年度には大和堆漁場保全対策事業に、それから令和2年度にはイカ釣り漁業経営運営資金緊急対策事業に充当して予算を計上し、そして漁業者の支援策を講じていますので、この点も併せてご理解をお願いします。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

第1次産業は、自然環境に大きく左右されるもので、人間の手に負えないことがあります。しかし、最近の大和堆における外国船の違法操業や北朝鮮によるミサイル発射は許しがたい行為です。国際的にも到底認められる行為ではありません。我が国の漁船が我が国の排他的経済水域内でありながら安全に漁ができなくなっています。これは漁業者にとっては死活問題であります。2000年代前半は約40隻もあった漁船も、今期は13隻で、来期はさらに2隻減ると聞いております。

我が国の水産資源を保護し、漁獲量を回復させるには、このような近隣国の悪行を早急に止める必要があります。それは国の仕事であります。違法操業船に対する退去勧告や放水が有効な手だてなのでしょう。拿捕など毅然とした取締りも必要なのではないでしょうか。

毎年、漁業関係者が国に要望書を提出しており、その際、町長も帯同したことがあるかと思いますが、町として強く要望している姿が見えません。町としても国に強く要望する必要があると考えます。町の見解をお答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、外国漁船の違法操業問題につきましては、これまでも漁協や県、関係機関と連携しながら国に対して取締りの強化を要望してまいりました。そして、漁業関係者が国へ陳情等を行う際には、費用の助成を行いまして負担の軽減も図っております。

先般、漁協小木支所におきまして、漁業者の生の声を国に届けるべく水産庁と海上保安庁との意見交換会が開催されました。水産庁と海上保安庁は、漁期が始まる5月から退去警告や放水での取締りを行っておりますが、臨検や拿捕を求めております漁業者にとって、その対応というのは納得行くものではなかったと思っております。

漁業者からの強い意見を受けまして、水産庁、海上保安庁では、今後の対応を中央にて再検討していくとの回答をいただいております。また、水産庁は取締りの強化を図るため、航行性能を向上させ、装備を強化しました漁業取締船2隻を新造しております。この4月から取締り活動に従事させることから、その成果も期待したいというふうにも思っております。

当町といたしましては、出漁の断念や廃船に追い込まれる漁業者がこれ以上現れないように、引き続き漁業者の安全と、そして海域の確保を国のほうに強く求めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

今年の沖合イカ釣り漁船は11隻で、うち4隻が前半は太平洋へアカイカ漁に出るそうです。本来であれば行く必要のない海であります。ある漁業者の方は、すぐそこに好漁場があるから小木がある。太平洋まで出なければならぬのならば、小木はなくなると言われました。私は農業従事者であります。悔しくてなりません。気の毒で仕方がありません。どうか町として国に強く要望することを望みます。

以上で質問を終わります。

議長（河田信彰）

以上で、1番 吉田義法君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩します。開始時間は11時10分です。よろしくお願いします。（午前11時01分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時10分再開）
それでは次に、13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

改めて、皆さん、おはようございます。

今朝ほどのニュースで、余り聞き慣れないパンデミック、WHOが11年ぶりに発令したということで、日本全国、世界津々浦々、コロナウイルスで大変なことになっておりますが、高校野球も春の選抜が中止か無観客でやるかということでありましたけれども中止と相なりまして、石川航空学園や星稜高校の球児さん、全国の球児さんには本当に私ども推測ができないような思いであろうかなと、そんなふうに思っております。

また、このウイルスで亡くなられた方々、そしてまた今現在、治癒に一生懸命専念されている方々には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたい。そんなふうに思います。

そしてまた、せんだって先月29日ごろでしたか、総理のほうから臨時休校に理解を求める総理発言以来、当町におきましても卒業式等のあり方も一転するなど、父兄の方々をはじめ教職員の方々には大変不安や戸惑いを与えたのではなかったのかなと。そんなふうに思っておりません。

そこで、まず最初にお伺いいたしますけれども、先日の報道によりますと、臨時休校に入った県内の小学校が40校、延べ1,453人、これは数日前のことですので幾らか人数は変わっておるかもしれませんが、受け入れたというようなことでありましたけれども、現在のところ当町では、まずどのようになっているのかお尋ねをしたい、そんなふうに思います。よろしくお願いします。

議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、お答えしたいと思っております。

先般の小中学校等の一斉臨時休業を受けて、文部科学省からは、放課後児童クラブを利用する児童や、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童に対して、通常の課業時間内において学校に受け入れ、教室内で自習、校庭や体育館で活動等を実施するよう通知されました。

能登町においては、現在のところ、既存の放課後児童クラブが対応しておりますので、学校施設等の利用はございません。

以上です。

議長（河田信彰）

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

文部科学省では、休校中の教職員を放課後児童クラブの支援員として従事させることなど、密集回避のため同クラブに学校の施設を活用することなどを認めておられますけれども、町の対応策というものはどういうふうになっているのかお聞かせを願いたい、そのように思います。

議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

休業中の教員を支援員として、あとは学校の施設の利用という、その実態はということでお答えをしたいと思います。

今回の臨時休業において、放課後児童クラブが対応できない場合や保護者から受入れなどの相談があった場合に、その状況によって必要と判断した場合、学校施設は密集性を回避し、一定のスペースが確保できることや、教育委員会からの職務命令等に基づいて、学校の教職員が臨時的に児童クラブの業務に携わることも認められていることから、学校施設の活用並びに教職員の人的支援も可能であります。

先ほど申しましたが、本町では、現在のところ、まだ学校施設の利用は行っておりません。しかしながら、今後の状況によって、保護者や事業所等のニーズに応じて学校施設の利用も考えたいと思っております。その際には、健康福

社課や関係機関等の連携をしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

議長（河田信彰）

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

分かりました。しかしながら、現時点では文科省の認めている手法をとっていないという状況でありますけれども、WHOが発表したように、終息が見えないというような異例な発言もしております。4月に入っても、入学式があるわけですが、こういった手法を取らざるを得ないことも当然考えられます。既に学校でお預かりしております現場の声には、様々な課題や問題も出てきているようでございます。確かにお預かりする側とすれば、子供たちの接触を防ぐ、いろんなことで苦慮しているようでございますので、いよいよ預かった場合に様々な諸問題が出ようかと思っておりますので、どうか万全を期して、細部にわたって協議、検討の上、臨んでいただきたいと申し添えて、この質問は終わらせていただきます。

次の質問に入りますが、この質問もまたコロナウイルスに関係しております。

新型コロナウイルスの感染拡大のことが北陸の経済に、先行きに暗い影を落とした。大変大きな見出しで掲載をされておりましたが、まさに聞くところによりますと中国からの部品の調達など製造業の生産に陰りが見え、温泉地ではキャンセルが相次いでおります。景気の先行き指標とも言われます新規求人数も大幅に減少し、求人倍率も下落したようでございます。

当町の1次産業であります漁業にも魚価の低迷に拍車をかけ、特に高価と言われるようなお魚が大変安い単価で競り落とされているやにも聞いております。また、例年ならば送別会等々で飲食店にとっては書き入れどきであるはずでございますけれども、このような状態ではお手上げと、先行き不安というものを募らせておるのが実態ではなかろうかなと、そんなふうに思いますし、町長も公社の社長としてご存じかと思われましてけれども、聞くところによりますと3月の予約はほとんどがキャンセルが入ってしまった。金額にすれば1,000万強の売上げ減少になるだろうと。そんな話も耳にしております。

当然のことながら、町内の業者の方々には、そのしわ寄せが行っているはずでございます。

そこで提案をさせていただきますけれども、政府も雇用と事業の維持、目的ということの中で、無利子、無担保融資で特別貸付制度の創設をいたしましたけれども、当町におかれましては昨今の諸事情を捉え、独自の融資制度なるも

のを創設はできないのか。また、関係機関との連携の下、協議、検討すべきときであると思いますが、お考えを聞きたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、今般の新型コロナウイルス感染症の影響というのは、日本のみならず全世界的であり、様々な分野に広がりを見せております。とりわけ中小企業への打撃は企業の存続に直結する問題であり、国は資金繰り支援措置として、突発的災害に対して出されますセーフティネット保証4号を全47都道府県を指定地域として発動しております。また、旅館、ホテル、レストラン等40業種をセーフティネット保証5号の対象業種に追加指定しております。これらの支援策により、一般保証とは別枠の保証付融資が利用可能となります。

また県のほうでは、既存の経営安定支援融資の一つであります緊急経営安定支援分について、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上げが減少した事業者に対しまして適用要件を緩和、そして今月9日から取扱いを開始しております。売上減少率の判断基準を短縮し、貸付利率を災害対策並みの利率まで引き下げるものとなっております。

当町では、宿泊業を中心に売上げ減少の声は届いているものの、現段階では町独自の具体的な支援融資の創設はしておりませんが、国や県では相談窓口を設置いたしまして融資策以外にも様々な支援策を講じており、今後も国や県の動向を注視しつつ、必要とする企業に情報が行き渡るように、町商工会をはじめ関係部署と情報を共有して各種融資制度の周知に努めていきたいと考えております。

しかしながら、国の支援対策が日々変化、あるいは追加が行われており、去る3月7日には、議員もおっしゃるように安倍首相は新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上げが急減した中小・小規模事業者支援のための特別貸付制度を創設すると表明されました。日本政策金融公庫などを通じまして、実質無利子、無担保の融資を実施するとのことでもありますので、さらなる国の対策について注視してまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

確かに国や県の取られる施策や手法に動向を注視していかれるのもごもつともな話ではございます。いつ終息するとも分からぬまま、年内このような事態が継続しますと、国内の消費が16兆円余りの消費減に陥るだろう。そういうような推測も報道されております。

脆弱な地方にとっては死活問題になることは言うまでもございません。行政として何かしらの救いの手を差し伸べるためにも、実態の把握に努めながら諸策というものに汗を流していただきたい。こういう思いを述べさせていただいてこの質問を終わりますが、ぜひとも諸策いろいろあります。町にとって何をすべきなのか、真剣に捉える時期でなかろうかなという思いを述べさせていただいて、この質問はこれ以上いたしませんので、よろしくお考えのほどお願いをいたしたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

平成5年度より私どもの住む神野地区で住環境整備というものが行われました。かつては画期的な整備事業ではなかったかなと、そんなふうに思います。圃場整備はもちろん、上下水道も同時に整備されるなど、大変大きな事業であったかと思っております。その整備事業の中には、圃場整備の充実と非農地の創出ということで、新規宅地予定地を創出し、その面積1,800坪にも余るような大きな町有地であり、宅地として現存していると思っておりますが、現状はどうなっているのか。事業の概要と併せて説明を願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、宮田議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは事業の概要と現状についてご説明をします。

まず、ご質問の事業についてですが、これは宮田議員さんもおっしゃられた平成5年度から13年度にかけて宇加塚と鶴町地内で実施された県営の農村活性化住環境整備事業という事業でありまして、農村の総合的な振興を目的に基盤整備と農村生活環境整備を総合的に行うという事業でありました。

この事業でどのような工事等が行われたのかということについて少しご説明しますと、まず、総事業費は16億8,980万円でありました。主たる工種は、圃場整備と農道、集落道の整備でありまして、圃場整備については28へ

クタール、農道と集落道は合わせて7.7キロメートルを整備しています。

これに加えて、居住環境を確保するために、これらの基盤整備工事と一体的に実施されたのが、宮田議員のお尋ねになっている宇加塚の宅地整備であります。宅地は9区画の整備が行われまして、面積は合計で5,983平方メートルです。この事業は平成13年度に完了しましたが、宅地として整備した用地については、現在、利活用されていないという状態であります。

議長（河田信彰）

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

私のほうからは、宅地の方向を示せというような思いでこの質問をさせていただきました。現在、現地を見ますと荒れ放題という状況になっております。町が求めるべくして求めた土地でなかったのかなとは思いますが、当、宇加塚地区においては条件がまあまあのところでもあります。そしてまた地元の方々から少し見栄えが悪いぞというような声も聞こえております。まず1点、多少経費がかかりますけれども、様々な情報を発信する前に、きちっと管理をしていただきたい、そんなふうにも思います。

そしてまた、私の本当の私案といいますか思いでございましてけれども、移住定住者がおられるかおられないかは別として、よもやいた場合に、よもやいていただけるようにするためにも、もはや無償で提供してもいいのではないかと、そんなふうにも思います。

そしてまた、町内外を問わず、よもやあの土地を利用させていただきたいという声が聞こえたならば、それも無償で貸与してもいいんじゃないかなと。あれほどの土地でございまして。先ほども話をしましたけれども、1,500坪余りでしたか、坪数にして。大変な地面でございまして。

そういうことを考えるならば、有効利活用に向けて早急に細部にわたって協議、検討、情報発信に努めるべきと私は考えます。町長のお考えを聞きたいと思っております。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、この宅地につきましては、移住定住者向けとして利用するには少し難しい面もあるように思えます。町としましては、

これまでいろいろ他の利用方法も模索しながら、県の企業立地を担当する産業立地課やソーラー発電事業者などに情報の提供を行っておりますが、今のところ移住定住者向き、また、その他の利用方法についても残念ながら明快な打開策が見当たっていないのが現状であります。

今後につきましては、当該土地の管理をはじめ分譲や長期貸付けについて広く情報発信して宅地の有効利用を目指したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

13番 宮田勝三君。

13番（宮田勝三）

質問ではございません。私の思いを少しばかり述べて終わりたいと思います。

失礼ですが、職員の方でも、あの土地を知らない方がいたであろうと。議員各位も知らない方がいたであろうと。そんなふうに思います。当然、地元の私が今までこういう発言をしなかったのも反省をしております。

できるならば、行政のほうでしっかりとした情報発信。情報ということは、きちっとどういう形で、お金の問題なら無償にするのか有償にするのか、坪当たり幾らなのか、いや無料でも貸与してもいいのか。いろんな手法があると思うんです。そういうものを確立した上でしっかりとした情報発信に努めていただきたい。そうすることによって、我々もいろんな人に問いかけることもできますので、ぜひともそういうことに向けて努力をしていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、13番 宮田勝三君の一般質問を終わります。

それでは次に、3番 馬場等君。

3番（馬場等）

昨日で東日本大震災が起きて9年がたちました。防災無線で避難を呼びかけ続け、津波の犠牲になられた宮城県三陸町の町職員、遠藤未希さんのこと。町職員40人が津波の犠牲になった岩手県大槌町のこと。児童74人が犠牲になった宮城県大川小学校のこと。私たちは、多くの犠牲の上に学んだ防災、減災に関する教訓をしっかりと胸に刻み、今、そしてこれからすべきことをしっかりとやっていかなければならないと思っております。改めて、犠牲になられた

たくさんの方々のご冥福をお祈りするとともに、いまだ道半ばの被災地の一日も早い復旧・復興を心より願います。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

実は昨年3月12日にも学童保育についての質問をいたしました。今回、放課後児童クラブを学童保育と言い換えさせていただきます。

それと、先ほど宮田議員の質問にもあったんですけども、少しダブるかなと思いますけれども、よろしく願いいたします。

昨年、学童保育に関して一般質問したのは3つでした。1つ目は、学童保育の開設場所について小学校を利用できないか。2つ目は、学童保育の支援員の数と待遇について改善できないか。3つ目は、学童保育と学校教育の連携についてです。以前の答弁を踏まえながら質問させていただきたいと思います。

今、新型コロナウイルス感染拡大によって、日本はもとより世界でも大変な事態となっています。日本では、イベントの自粛や国民の日常生活の制限など経済活動にも多大な影響を与え、非常事態とも言うべき状態です。そして何より不安なのは、終息の兆しが見えないことです。

そんな中で、2月27日、安倍総理より小中高校の臨時休校要請がありました。それを受けて、石川県においては現在19市町全て臨時休業の措置が取られています。能登町においても小中学校では3月2日より3月24日まで臨時休校となっています。

しかしながら、保護者が就労等の理由により家庭で保育ができない小学生を預かる学童保育は、要請を受け、子供たちを朝から受け入れることになりました。ただし、能登町においては今まで利用していた子供たちに限ったことです。

本来、学童保育では、協力お願い事項として、感染症による学校閉鎖時の取り決めがあります。例えば、ささゆり学童保育では次のようになっています。学級閉鎖の場合は、その学級の児童は学童保育には出席できません。学校閉鎖の場合は学童保育も臨時休所しますとなっています。当然考えれば分かることで、同じ子供たちを預かっているわけですから、学校が危険で学童保育が安全なわけはありません。まして学校よりも施設の環境から考えても子供たちの感染リスクが高い学童保育では、当たり前だと思います。そして、以前は学童保育は1年生から3年生までの受入れでしたが、現在は小学校1年生から6年生までの受入れとなっています。

昨年の一般質問でも指摘しましたが、能登町においては、支援員の数も部屋数にしても子供たちを十分受け入れる体制ができているようには思いません。1年から3年生と4年から6年生では、成長段階に大きな差があります。それを1部屋で見るということは、やはり無理があるかなと思います。

また、6年生の男子になると、女子指導員では手に負えないこともあります。そういうことを考えると、各学童保育の施設の支援員の一人は男子指導員を置くことも考えてもいいかなと思います。

それでは最初の質問です。学童保育の受入れが3月2日より始まっています。まずお聞きしたいのは、現在の学童保育の現状についてです。ノーム、宇出津、くぬぎ、鶉川、ささゆり、柳田、つくし組、松波、4つの学童保育それぞれの実施時間、現在の預かり人数、支援員の数、そして部屋の大きさについてお尋ねします。

議長（河田信彰）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

それでは、放課後児童クラブの現在の実施状況とのことでありますが、3月2日から各4つのクラブとも長期休暇対応を取っております。開所時間につきましては、ノームとくぬぎは午前8時から午後6時まで、ささゆりは午後1時から6時まで、つくし組では、月曜から金曜までは午前7時から午後6時30分、土曜日においては7時から午後5時15分まで開所しているということでございます。

利用児童数につきましては、ノームは登録が23人で現在の利用が21名。くぬぎは登録が9人で利用が8名でございます。ささゆりは登録18名で利用が8名。つくし組は登録10人で全員が利用されておるところでございます。

職員数につきましては、ノーム4人、くぬぎ2人、ささゆり3人、つくし組は2人の職員体制を取っておりますが、児童館も体館としていることから、まつなみキッズセンターの職員2人をノームとくぬぎにそれぞれ応援をお願いし、対応に当たっているところであります。

施設の広さは、ノームは95平方メートル、くぬぎは25.5平方メートル、ささゆりは62平方メートル、つくし組は59.8平方メートルとなっております。

以上です。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

ありがとうございます。

この中で、ささゆり、柳田ですね。通常18名のところ現在8名ということになっております。これはもちろんお昼からの対応しかできないということで人数が減っているものと思います。

ささゆりだけお昼からの預かりとなっている理由について、お答えできますか。お願いいたします。

議長（河田信彰）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

午後からの対応につきましては、職員数が不足しているという状況であります。先月お一方がお辞めになられたので、今のところ午後の対応しかできないというような状況です。長期休暇対応にする場合には、もうお一方の方が今現在は必要であるという状況でございます。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

ささゆりでは人がちょっと少ないということで、お昼からになっているかなと思います。

ささゆりの場合は、昨年開放したときに、平生大体20人ぐらいの子供たちを預かっているということで、大変1年から6年までの子供たち20人ですけれども、そのときも登録は5人いるんですけれどもということで、1人は1日の登録で、あとは短時間労働で4人ということで、それがシフトを組んで1日約3人での対応しかできないということをお聞きしておりました。昨年時点でも、ささゆりは子供たちに対して支援員の数が少ないかなと思っておりました。

令和1年度の能登町の小学生の総数は528人と聞いております。今ほどお聞きした学童保育で預かっている人数が約48人ですか、全部で。ちょっと違うかも分かりませんが、約1割の子供たちだけとなります。もちろん、こういうときだからこそ近くのおじいさんやおばあちゃんにお願いをしたり、年上のきょうだい面倒を見ているところもあると聞いています。

それでもやはり長時間になると、1週間なり10日なりだんだん長期間になると、お互いにストレスもたまると思います。また、家で過ごす子供たちは生活のリズムが崩れ、朝御飯も食べず、体調を壊し、中には学童保育にも行けな

い子もいると聞いております。今回は、感染症対策としての学校休校であり、学童保育が行われている施設での子供たちの生活環境については十分な配慮が必要です。また政府は、子供たちを預かる場合は、一人一人の間隔を1メートル以上空けて着席するようとの通知も出しております。4つの学童保育において、感染防止のための十分な空間の確保ができているようにはとても思えません。特に1部屋しかないささゆりとくぬぎは心配です。

ささゆりは、通常ならば学校に併設されているものですから、クラブ活動とかないときは一部学校の体育館も利用させていただいているそうなんですけれども、今回は学校の休校ということで、もちろん体育館の使用もできません。鶺川のくぬぎに関しては、鶺川支所も入る公民館の中で不特定多数の人との接触もあるかなと思って、そういう危険性もあると思います。

そこでお尋ねします。今現在、学童保育施設内の感染症への対応について、どのように行っているのかお聞かせください。

議長（河田信彰）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

お答えいたします。

当町の各4つのクラブとも、施設の大きさということなんですけれども、国、県の定める運営基準による児童1人当たりの必要面積1.65平方メートル以上を確保しておりますので、今のところ施設規模に対する国及び県からの指示などはございません。

感染症対策といたしましては、ご自宅での児童の体調確認や検温を行っていただき、発熱の症状が見られる場合は登所をお断りすることとしています。手洗い、消毒、換気などを徹底し、国や県の指導の下、必要な措置を講じていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

基準としては、子供1人当たり1.65平米、約畳1畳分ということなんですけれども、なかなか感染症リスクということを見ると、それ以上に1人ずつ1メートルずつ空けるということは、やはり実情としては大変無理があるかなと思います。

そんな中で、3月8日時点で石川県内の市町で休校中の学校に児童を受け入れているのは、金沢市、小松市、野々市市、羽咋市、輪島市、珠洲市、津幡町、志賀町の8つの市町で受け入れています。これは3月8日時点です。また、穴水町は、学習で質問のある児童の登校は事前連絡の上、一時的に認めるとなっています。

新潟大学の齋藤玲子教授の次のような意見もあります。「学童保育では通常の教室よりも密な状態になりがちと聞く。せめて学校を開放するなどして十分なスペースを確保してほしい」。また、国としても、学童保育のほか学校教室を活用して子供を預かるなど、地域の実情に応じて実施している取組は国費負担とするとも聞いています。今回のような非常事態において、学童保育だけでは、子供たちの預かり人数の対応も一人一人の十分なスペースの確保もできないと思います。能登町においては、低学年の子供たちの受入れと、ささゆりやくぬぎなど1部屋しかない学童保育には学校の教室を開放すべきだと思いますが、いかがですか。

議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、お答えしたいと思います。

先ほどの宮田議員ともダブりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

文部科学省から、放課後児童クラブを利用する児童や、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童に対して、通常の授業時間内において学校に受け入れ、教室内での自習、校庭や体育館での活動等を実施するよう通知されております。

能登町においては、現在のところ、既存の放課後児童クラブで対応いただいており、学校施設等の利用はございません。

先ほど言われた学童施設の件であります、今回の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に際して、感染拡大防止のため一定のスペースが確保できないと判断された場合は、担当課や学校と協議した上で、学校施設の利用や教職員が臨時的に児童クラブ等の業務に携わることについて職務命令を発令することも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

現在の学童保育の預かり人数は先ほど聞きましたし、まずその前に、学童保育で預かる子供たちは、今現在というか通常、平時のときに来ている学童保育の子供に限っております。いろんなところで預けたいという人のお話も聞きます。そういったことで、もう少し柔軟な考えでできればいいんじゃないかなと思います。

私は去年の学童保育の一般質問のとき、そしてまた今回の一般質問でも、4つの学童保育を何回も回ってきました。その現場へ行って初めて気づくこともありました。例えば、子供たちの態度についてです。学校では真面目でおとなしい子供たちも、学童保育では感情を一気に爆発させたり、言葉遣いなども違うとお聞きしました。担当課が違うといえども同じ子供たちです。教育長もできたら一度、学童保育のほうをちょっと見て回っていただければいいかなと思います。

最後の質問になります。

小中学校の卒業式についてです。

2月28日の時点で、卒業式は能登町においては中止との発表がありました。ところが3月2日に、感染防止のための対策等を行った上で実施することになりました。私自身も実施するとの発表を聞き、心から安堵しました。心配された子供たちや父兄の方もたくさんおられると思います。ぜひ中止から実施に至った経緯の説明をお願いいたします。

もう一つ、一緒に。今回のような感染へのリスクのある中で卒業式を行うことを考えるならば、自分としては、子供たちの健康と安全を第一に、教育委員会もしくは町が実施に関する詳細についての指針なりを出すべきだと思うが、なぜ実施に関する詳細については全て学校長の判断にするとしたのか、お答えください。

議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、お答えしたいと思います。

小中学校の卒業についてということでもあります。

当初、卒業式を中止したことに関しましては、今回の新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息するため、極めて重要な期間がこの一、二週間と発言された内閣総理大臣の一斉臨時休業の要請を受けてであります。能登町は、翌

2月28日の朝に、町長の判断を仰ぎ、児童生徒の健康と安全を最優先すること、そして首相の発言を受け混乱している学校現場に対して、いち早く町としての方針や対応を示すことを確認し、協議をしました。その結果、町内の小中学校を3月2日から、月曜日でありますが一斉休業をすることと、さらに、感染症対策のため極めて重要な期間に町内の中学校の卒業式が予定されていたこと等を踏まえて、中学校だけではなく小学校も含め全ての学校において卒業式を中止といたしました。この時点では、まだ県としての対策や対応策等が示されておらず、今後、県の方針を受けて、さらに通知や指示をすることも確認した上で、臨時校長会を開き、校長等の意見を踏まえつつ各学校や関係機関等に通知をいたしました。

その後、午後遅くになり県の方針や対応が通知され、県立学校の卒業式については、感染症対策を行いながら規模を縮小し実施することとされました。この時点で、まだ対応を決めかねている自治体もありましたが、多くの市町で県の対応に準じて卒業式を実施することを勘案し、能登町においても県立学校の卒業式における対応に準じ卒業式を実施することとした次第であります。

また、詳細について全て学校長の判断とした件であります。児童生徒の数に応じた式次第や時間短縮等の詳細な件に関しましては、校長の判断と責任の下で行うべきでありますので、そのような措置をさせていただきました。

以上であります。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

自分として、卒業式の運営に関して校長に詳細を任せました。形式としてのそういう詳細の判断は校長でもよろしいですけれども、万が一そういう責任問題とか発症する子供ができたとか、例えば校長のやり方によってそういうことになったというときに責任がどこで取られるのか。そこがちょっと心配でしたから、今回質問に挙げたわけです。

これについては、お答えできますか。万が一、卒業式において子供たちがコロナウイルスにかかったりしたときの責任問題というのは、別に校長にあるわけじゃないと思いますけれども。よろしいですか。

議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

学校運営というのは、全て校長が責任を持っております。ですので、例えば今の場合、感染症の場合であります、多分、卒業式を行うときは事前に検温してやると思います。それ以上、対応ができないと思いますので、熱があれば当然その児童生徒は休ませていると思いますので、誰が責任を取るかということですが、これは全て学校の中においては学校の校長が責任を取るべきだと思っております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

そういうことはあってはならないように、今回は特殊な卒業式になりますけれども、子供たちにとっていい卒業式になりますようにお祈りいたします。

最後に、昨年的一般質問でも、自分のところは鶴川なんですけれども、鶴川のくぬぎ学童保育に関しては、開設場所を鶴川小学校にしてほしいとの願いをしました。放課後、低学年の子供たちが車の往来の激しい国道を渡り、500メートル先の公民館まで歩いています。あってはならないんですけれども、いつ事故があるかもわからないと心配しております。

以前、町長の答弁では、小学校にもしするとすれば、今後余裕教室等ができる場合、また利用者からの要望や利用児童数の状況により協議、検討を行っていきたいというものでした。ただ余裕教室がないとの返答については、3階建ての建物で生徒数が減っている現状を考えると、どうしても理解できません。また、子供たちの安全面を考え、小学校でやってほしいとの要望は最初からありました。利用者については、小学校で学童保育をすることになるならぜひ預けたいとの声もあり、確実に増えると思います。

施設管理面において検討が必要とのことですが、学童保育は厚生労働省の管轄で、町では健康福祉課が行い、小学校は文部科学省が管轄で教育委員会が行っている、玄関を別々にしなければならないとか検討項目はあるかと思いますが、それについては教育委員会と健康福祉課など担当の壁を乗り越え、協議していただきたいと思います。

ちなみに、平成27年の全国の学童保育連合協会の数字では、学童保育の開設場所は学校施設内が54.2%と半数以上で、次に児童館が12.1%、公民館などの公的施設が8.2%、学童保育専用施設が7.2%と続きます。全国では、国の方針もあり、学童保育を学校で行っているところは増えています。

前回も言ったんですけれども、特殊な事情が違うかも分かりませんが、

隣の珠洲市においては全ての学童保育を学校で行っています。

私は、能登町の全ての学童保育を学校とお願いしているわけではありません。くぬぎ学童保育、先ほども何回も言っていますけれども、子供たちの安全面を考えて、この開設場所を鵜川小学校で行っていただくよう再度お願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、3番 馬場等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。再開は13時からとしたいと思いますので、よろしくをお願いします。（午後0時04分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、9番 酒元法子君。

9番（酒元法子）

午前中からも、たくさんの議員の方から新型コロナウイルスについてのお話がありました。残念ながら県内でも感染が報道されるなど、いつ私たちの住む能登町にも感染者が出るか分からない状況ではありますが、全町挙げて各関係機関と連携を図りながら、今後とも町の安心・安全に万全を図ってほしいと思います。

また、住民各位には、風邪やインフルエンザ対策と同じように、マスクなどでのせきエチケットや小まめな手洗いなどで、できる範囲防止対策に取り組んでいただきたいと強く願っております。

それでは、議長のお許しがありましたので始めさせていただきます。

まず初めに、今年度話題になりましたプレミアム商品券について質問いたします。

全員協議会で執行部側からの説明がありましたが、最終的な申請等について、対象者と申請者の数、そして割合を教えてください。また、県内でよいのです

が他の市町との状況をお願いいたします。また、このプレミアム商品券が及ぼす町への経済効果はどれくらいと考えられておりますか。そして、もし100%申請されれば、単純に今の想定より約2倍の経済効果があったと思います。周知の方法をお聞かせください。また、今後に生かせることはあったのかなかったのかも含めて教えていただきたいと思います。決して高い申請ではないかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、今回のプレミアム商品券事業につきましては、消費税増税によります消費の落ち込み抑止等のため、子育て世帯や低所得者に対しまして2万円で2万5,000円の商品券が購入できる事業であります。

ご質問の能登町のプレミアム付商品券事業の申請率であります。非課税者対象人数4,210人のうち1,886人の申請がありました。率でいいますと44.8%となっております。また、県内の比較であります。本年2月21日付で石川県が取りまとめた結果によりますと、県内の平均申請率は43.4%となっており、当町は県平均を上回っておりますし、この数字は県内でも6番目に高い数字となっております。

また、町への経済効果についてであります。まだ事業が完了していないため確定ではありませんが、申請状況から推計しますと発券総額で約4,150万円の経済効果を見込んでおります。

そして、先ほど申しましたとおり申請率では県平均を超えているとはいえ、半分以下ということもありまして、本来の効果があったのか疑問に感じているところでもあります。

今事業は、国が示した事業要件や方法にのっとり実施したものでありますので、事業課題を発信できる機会があれば、申請から商品券購入までの手続に手間がかかる等複雑であったことから、申請の簡略化といった意見を国や県の関係機関に伝えてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

9 番（酒元法子）

確かに水準は低いとは思っておりましたけれども、県下に比べたら 6 番目ということであれば、まだよかったのかなという思いもいたしますが、対象者の方への周知方法、どのようにして行われたのか、もう一度お尋ねいたします。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

周知の方法でございますが、まず対象者と見込まれる方に郵送でご案内しております。対象者の方は、役所のほうへ申請をしていただいております。その締切りが去年の 1 1 月でございました。余りにも申請率が悪かったもので、2 週間ほど前に、まだ来ていない人に再度申請のご案内をさせていただいております。直接。あとは有線テレビ、そのほか広報、また先ほどの郵便の個人的な通知。相当やったつもりでおりますので、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

9 番 酒元法子君。

9 番（酒元法子）

私は説明不足ではなかったのかなと懸念いたしておりましたが、最善の方法を取られたのかなと思いました。確かに国の事業なのかもしれませんが、もっと積極的に、一方的に知らせるのではなくて、踏み込んだ個別対応であったら今おっしゃった 44.8% になったのもその影響のおかげかなと思ったりしております。

また、住民への周知が 100% 完璧に、完全にお伝えすることはなかなかできないことは十分に知っておりますが、ただ、今後とも行政として様々な周知方法をもう一度駆使して、より積極的に、何のための政策なのか、対策なのか、ご尽力をいただきまして、もっとパーセントが上がることを期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、高齢者運転免許証の返納についてお尋ねいたしたいと思います。

全国では、高齢化に伴い高齢者ドライバーによる交通事故が多発しており、高齢者の運転免許証の自主返納が注目されています。高齢者運転免許証返納におけるメリット及びデメリットについてお尋ねいたします。

まず初めに、町での高齢者の運転免許証の返納数や率を教えてくださいと思います。また、その返納数や率は多いと感じておられますか、それとも少

ないと感じておられますでしょうか。また、今後どのように進めていかれますのか、お聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それではまず、高齢者運転免許自主返納者数についてであります。珠洲警察署より提供をいただきました情報によりますと、運転免許の自主返納件数は県内全体で令和元年は4,892件、うち高齢者は4,754件で、過去最多を更新したとの内容でありました。また、能登町管内では121件の自主返納があり、5年前の40件に比べ3倍強となっており、免許返納の件数は年々増加傾向にあるというふうに思っております。

この背景には、高齢運転者の問題への関心や各自治体における返納制度が周知されてきたことが推測されます。

次に、自主返納のメリットとデメリットは何かということですが、一般的には、車を運転しないということで事故へのリスクが減りますし、車が不要になる分、車検代や維持費がかからないという金銭的なメリットがあると考えられます。

また、当町では65歳以上の自主返納した人に対しまして、運転経歴証明書の交付手数料を補助したり、町の共通商品券2万円を交付していますが、こうした自治体の支援や様々な民間企業で割引などの特典を受けることができるということでもあります。

一方、デメリットは、自動車の運転ができなくなるということで、買い物や通院などの交通手段が限られてくることや、行動範囲が狭まる傾向が予測されます。こういったことがデメリットかなというふうに感じております。

議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

9番（酒元法子）

先ほど町長お答えになったとおり、自動車の事故やトラブルは数多く存在しますが、最近では特にお年寄りの事故が増えております。自動車免許は、一般的に18歳から取られますが上限はありません。しかし、100歳になっても免許を保持しておくことも、運転することもできるのです。

しかし、判断能力が鈍ってきたり、認知症などで免許の返納が話題になるこ

とがあります。少しずつ増えてきているのですが、町でも自主的に返納を進めていく方針であるかなと思いましたがけれども、このメリット、デメリットを考えますと、私たちのような田舎に住んでおりますと、先ほどもおっしゃられましたように、買物も病院もどこに行くのも行きにくく、出にくくなります。特にスーパーなどでお米など重たいものを買ったりすると大変困ることになります。運転をしなくなることで記憶力や判断力が低下して、自主返納した後に認知症が突然進んでしまうというケースもあるそうです。健康面にも影響がないとは言えないのが現実のようです。

そこで、自主返納が進まない最大の原因は、やはり今言ったように公共交通機関の充実を図っていただかないとなかなか進まない。運転していた生活から車がないと、本当に生活が不便になってしまいます。この問題を今後、町の公共交通機関についてお尋ねいたします。

1日に数本程度しかないバスでは、今申し上げましたように生活がちょっと心配になります。安心した生活を送るためにも、公共交通機関の充実を願うものであります。町全体での交通体系の構築を強く望みます。

例えになるか分かりませんが、柳田地区での混乗バスを能登町全域に広げて、通勤通学や病院への通院にも利用できないものでしょうか。本定例会で町長の提案理由で、第二次総合計画と人口減少対策や地方創生を目指すための能登町創生総合戦略で、「つなぐ」というキーワードのお言葉がありました。「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり」を基本目標として、人と地域の絆を大切にしながら地域力の向上を目指すとの内容でございました。

その一つの実践といたしまして、公共交通体系の充実を図り、今こそ、これからこそ地域と地域をつなぐ政策、特に公共交通が基本目標であるつなぐ役割を担うことへの重要性についてのお考えをお聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、公共交通機関の充実ということではありますが、当町におきましては買物や通院などに車以外の移動手段が少ないということもありまして、運転免許の返納をためらう方が多いのが現状であるというふうに思っております。そのため、議員がおっしゃるように、公共交通機関の充実と、そして運転免許を返納しやすい環境づくりの支援策を同時に進めていく必要があるかと思っております。

当町では、路線バスが運行していない交通空白地帯につきましては、予約制

乗り合いタクシーの利用を促進しております。宇出津病院等の中心部とご自宅の玄関を結ぶこの乗り合いタクシーが、交通空白地の解消と、そして運転免許返納後における高齢者の交通対策に最も効果的であると考えております。この制度を中心に添えて公共交通機関の環境づくりの構築に努めてまいりたいと考えております。

また、スクールバスでの住民混乗ということではありますが、柳田地区以外の区内については民間事業者による路線バスが運行されておりますので、そちらのほうをご利用いただくのがいいかというふうに思っております。

議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

9番（酒元法子）

そうしたお話は、前々からの質問者の方々の答弁で聞かせていただきましたけれども、やはりここまで来ますと、もう一度踏み込んだお考えを、対策を取っていただきたいなという思いから再度質問させていただきました。

次に、能登町の高齢者運転免許証自主返納事業での支援内容が能登町交通商品券、今ほどおっしゃられました2万円と、運転経歴証明書の発行手数料免除だけです。これでは不十分と考えます。

私の調べた北海道での市町村では、運転経歴証明書の手数料免除以外に、タクシー券5万円、これは3年間有効だったり、タクシー利用助成券3万円を3年間助成だったり、公共交通利用券6万円相当分を助成するなどがありました。県内でもやっていない助成制度なのでしょうが、高齢者の交通事故撲滅と合わせて、いち早く能登町から画期的な支援制度や助成制度を取り入れることはできないでしょうか。もう一度お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、新たな支援策ということではありますが、当町における自主返納者に対する支援事業につきましては、先ほど申し上げているとおり現状の能登町共通商品券の交付と運転経歴証明書の交付手数料の助成を今後も継続して行っていきたいと考えております。

町の共通商品券につきましては、町内の様々な商店に利用できるだけでなく、タクシー利用の際にも使用できますので、ぜひ移動手段経費としてもご利用い

ただければと思っております。

また、県内の他の市町と比べても決して遜色ない支援事業だというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

9番 酒元法子君。

9番（酒元法子）

いずれにいたしましても、高齢者、私を含めてではありますが、誰もが迎えないければならない問題であります。間違いなくこれから先どんどん増えると思っておりますので。

これは例にならないかも、話にならないかもしれませんが、よその市町へ行きますと、能登町さんは経済豊かですねと言われます。ちょっとうれしい気がします。ですからどうぞ波に乗って、ほかにない施策をちょっと考えていただけたら、これから先、何とか安心して返納できる方々が増えるんじゃないかなという思いをいたしまして、質問させていただきました。

以上で今回の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。お願いいたします。

議長（河田信彰）

以上で、9番 酒元法子君の一般質問を終わります。

それでは次に、12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

議長より一般質問のお許しを得ましたので、ただいまより12番、志幸、一般質問の趣旨説明と、並びに皆さんおっしゃいますので、私もそう思っておつたんです。書いてきたものをひとつ質問の前に。

全日本国並びに全世界、コロナウイルス、人類は本当に危機的状況にあります。ましてや私、マスコミを見ていると、人間の共同作業、それから人間のまとまり等を私は常に勉強させられております。人間だからここで収まっているのかなど。ましてや今日、国連で世界的大流行というようなことで認定されましたけれども、これに早くの終息を願うものであります。

それでは質問に、本日2点行いたいと思っております。

1点目は、先ほど12月にも同じ予算、3月の予算計上はどのようなふうな計上でいくのかということで町長にお尋ねしました。そういうことで、同じような予算書の計上された後の予算書を見させていただきましたり、そして今後、

新庁舎が新しくなったということも皆さん町を歩きまして、よかったねという声が多々聞こえてきます。前の評判とは全然違って。だからそういうことで、1点目の質問を私は議員として、12月と同じような質問でございますけれども、予算書の質問をいたしております。

令和2年度当初予算を編成した中で、町長は政策の柱として防災、福祉、教育に関連した主な事業について問いたいと思います。

それと同時に、また当町の基幹産業である農業、漁業です。水産業においても、新たな振興対策がどういうふうにして計上されているのかお聞きしたい。これについては1番議員のほうにもお答え願っておりましたけれども、簡単でよろしいですので、よろしくお願ひします。

特に、1次産業の方々、農業、漁業の仕事に就く人がだんだん一年一年労働者がいなくなる。就職する人がいなくなって、どうするんだろうということまで危機感が感じられます。こういうような中で、こういう問題もどういうふうにして対策を練っておられるか、それを聞きたいと思います。

また、2点目に移りますけれども、一応1点目のお答えをいただいて、またよろしくお願ひいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、令和2年度の予算編成についてであります。定住人口や関係人口、1次産業の振興など、町がこれまで進めてきております施策をさらに推し進めるとともに、公共施設の個別施設計画の策定や遊休施設の解体を加速化するなど、財政負担を将来世代に先送りせず、未来へつなげるべく編成させていただきました。

その中で、防災、福祉、教育についてであります。それぞれの主要施策を挙げますと、防災では、2地区におきまして避難路を整備するほか、今後の様々な計画の指針となります国土強靱化地域計画を策定いたします。また、近年全国で多発しております河川の氾濫を防止するため、普通河川の護岸改良としゅんせつを行いたいと考えております。

福祉では、新たに町内の介護保険施設等に就職する介護従事者または再就職する介護従事者に対しまして、3年を限度として給付金を支給します新人・再就職介護従事者就業支援給付金制度を設けまして、介護従事者不足の解消と定着を図りたいと考えております。

教育では、宇出津小学校大規模改造事業におきまして、身体面でサポートが

必要な児童の学校生活支援のための改修を行うほか、繰越事業ではありますが、全小中学校において、児童生徒1人1台コンピュータ環境の整備に向けて校内ネットワークを強化し、教育環境の向上を図ってまいりたいと思っております。

また、社会教育では、老朽化してしまいました三波公民館の建設工事に着手しますし、完成後は、地域コミュニティの拠点として、さらなる地域活性化につなげていきたいと考えております。

そのほか、地方創生や観光振興、1次産業の振興や道路整備など、各方面にわたって所要の予算を確保しておりますので、ご理解願いたいというふうに思っております。

また、基幹産業の中でも漁業についてお話しさせていただきますが、漁業の現状ということではありますが、漁業センサスによりますと、県内の漁業就業者数はこの20年間で約4割減少しております。当町においても就業者の減少と高齢化が進行しております、このままでは漁業経営が厳しくなることも懸念されております。

そこで、漁業の新たな振興策等については、先ほどの吉田議員の質問にお答えしましたが、経営資金不足に対する低利融資制度もその一つであります。その他の振興策としましては、新年度より漁業従事者に対して漁船の運航に必要な免許取得費用を助成する沿岸沖合漁船員就業対策事業を創設いたします。船の免許取得には県外で開催される長期の講習会を受講する必要があり、金銭的な負担が大きいことから、1人5万円を上限に費用の2分の1を助成し、事業主体等の負担軽減を図るものであります。

また、昨年、当町に開設されました金沢大学の能登海洋水産センターでは、養殖したフグを能登の海に放流して資源維持につなげる研究やイカの生態の研究などを進めて、その成果を地域に還元する取組が始まっているというふうに伺っております。金沢大学が行います最先端の研究も町の漁業振興に生かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしく願いして、答弁とさせていただきます。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

あまりこういうところでありがとうございますと言われんらしいさかいあれやけれども、町長の答弁については、一から十まで人口、財政問題、防災、私が質問したとおりのことを全部クリアできて、そのほかまた未来に続く漁業の若手に対しての免許の取得とか、いろんなものを計上されている。これはすば

らしい予算だと、私はそう感じておりました。予算の説明のときには。

ただただ、その実行は行政がいかにかこれだけ予算をつけて計上しても、若い人たちが、就労者がいないということをもう少し皆さん、議員たちもそうですし、また職員の方も一生懸命に町の人たちをして、一人でも多くの方が。

この町の人たちの物の考えというのは、私ここで失礼なことを言うかも知りませんが、お許し願います。うちの息子は高校を出て大学を出て、それで役場さえ就職すれば、それで将来完璧な状態じゃないかという、この町の昔私たちが卒業してからそういうようなのがあります。だけど、この問題もいつまで続くかなと思って。やはりこの町のコミュニティを持っていくためには、我々働いてきたと同時に、1次産業の方々、2次産業の方々、みんな手を合わせてこの町を形成してきた町だと思います。ただし、一生懸命この職員の方々、これだけの税収の町にもかかわらず、合併してから能登町の財政比率ですか、これについては大変な財政比率でしたけれども、平成30年に対してこれだけの財政比率で、これはすばらしい未来の役場ができた。庁舎ができた。柳田にも能都町にも、それから内浦にもできたということは、すばらしいことだと思います。

これから何を私たちがしていくかということ、未来に続く、皆さん社会へ出てくる子供たち並びに私たちもそのように意識を変えていく必要があるんじゃないかなど。庁舎にふさわしい人間形成が必要じゃないかなどと思います。

以上で、生意気なことを言いましたけれども、2点目に移ります。

2点目は、私たち能登町は団塊の世代の人間の方々が結構残っております。先ほども9番議員の方が言いましたけれども、自動車免許の返納という団塊の世代の方々が結構増えてきております。

そういうことで、今、町を歩きますと、介護施設の問題が結構多々取り沙汰されております。皆さん、介護施設がなかなか入れんとか、私たちの年代、団塊の世代の人たち結構心配しておられます。そういうことで、担当、健康福祉課長より、私たちの世代も安心であるよということをお願いしたいなと思っております。

そういうことをひとつ、どういような数字を上げれば、課長ちょっとお伝え願います。

それともう1点は、これは各論になります。私たち宇出津に育った人間しかなか理解できんと思いますけれども、宇出津の町には銭湯4軒ありました。今現在1軒であります。1軒しかないんです。そうすると、まだそのまま昔に育ったとおり、なかなか年いって風呂へ行けない、風呂のない家庭が結構まだ多々あるんです。そういう人たちが銭湯1軒になっているものですから、なかなかその人は若いときなら歩いて行けたけれども、このごろ年いったら車を押

してやっとなんと行く。一月に一遍ぐらいしかなかなか行けん人もおるんです。そういうことを何か考慮して、担当課長、ちょっといいことを教えてくれんかなと思って、その2点を担当課長よりお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（河田信彰）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

それでは、志幸議員の質問にお答えします。

1番目は、介護保険事業サービスの利用状況につきましてお答えします。

平成30年度末の数値でご説明いたしますと、第1号保険者数、65歳以上の方で保険料を納めている方ですが、7,962人ございます。介護サービスの利用者は月平均で1,154件、総合事業利用者は696件となっております。重複して利用されている方もおりますが、いずれにしましても毎月1,000人を超える方が何らかの介護保険事業サービスを利用されているということになります。

今後の見通しといたしましては、65歳以上の人口は年々減少していく見込みではありますが、先ほど志幸議員さんおっしゃられたとおり、75歳以上の人口を見ますと、今から団塊の世代の方が75歳に入り込んできますので、令和6年頃がピークであろうというふうに予測しております。よって、今後10年程度は、介護保険事業の正念場とも言える状況を迎えることとなります。

町内の介護サービスを行っている事業者は、現在この需要に応えるためフルに稼働していただいております。高齢者人口の減少を見込みますと、今後、施設が増えることはないものと考えております。また、人材不足がどの事業所においても共通の悩みとなっていることから、令和2年度予算に人材確保に関する予算を計上いたしました。介護職に興味を持ち、地元で就業していただけるような取組を続け、現在のサービスのボリュームを維持していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

何分、健康で長生きが一番でございますので、腹八分目の食事と適度な運動、そして前向きな生き方を心がけていただきますようお願いいたします。

それから2番目でございますけれども、入浴施設のことでございますが、各能都地区、柳田地区、内浦地区に町が運営委託している入浴施設がございますが、うしつ荘、真脇温泉、やなぎだ荘、ラブロ恋路、なごみ、笹ゆり荘、やませみ荘というのがございますが、各地区のいずれの施設も徒歩での利用は困難な場所に位置しております。

銭湯は宇出津に1軒ございますが、地区の中心部に位置しており、宇出津にお住まいの方なら徒歩での利用は十分可能であると認識しております。町では、この銭湯で、毎月22日をふれあい入浴日として、65歳以上及び小学生以下の方を無料とする事業を行っておりますので、積極的にご利用していただければと思っております。

なお、うしつ荘などでは、10名程度で食事とセットであれば、事前に予約することでバスの送迎を行っているとのことですので、町内の方や友人と定期的に利用していただければと思いますので、ご理解をお願いいたします。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

ありがとうございました。私の一言で終わらせたいと思います。

今、課長が私たちの時代の介護の問題も心配ないという私は認識でございます。今までどおりの余裕を持ってやる。

私はなぜこういうことを言うかということ、私の周りに血縁者、私の母親も介護施設ですと七、八年間。なぜこういう私の親の代、また次の親の代を見ていると、なぜ変わってくるんだろう。やっぱり親の代はすばらしいなと思っておるんです。次の代は、また余計、私たちの代になれば、施設を利用すると、また余計すばらしいような時代になるなと思って、課長がその旨を述べましたけれども、その予算の中で町長が介護施設の従業員の方がいないということで、就労した方に対して行政よりサポートしていますよという予算もつけておられます。これはいいことかなと。

それから、漁業の方々にもそういうような漁業をした方には免許制度もやるということでございます。

それと同時に、今回は、余り褒めたくないんですけども「つなぐ」ということを言われました。酒元さんが言われて。その言葉の後に、町長が冒頭で、人、地域、地域力、交流人口の拡大というものを町長は提言しながらやって、一番最後には住民が自信と誇りを持てる力強いまちづくりということを提言しながら町長がやっておられます。

町へ行くと、町長が結構出張ばかりでどうのこうのといっって町民の方々がおられますけれども、なぜかということ、能登町の町長は町長歴が一番長いわけでございます。奥能登でも。嫌な役職を全部、能登町にやれやということで皆さんが3市町の人らがおそらくそうやる。だから町長は、そういう県の責任者が結構当たる。そうすると、この人はくそ真面目やさかいに嫌でも行ってこな

らんかなということで、副町長にでもやらせればいいんだけど俺が行くわいといって出張も多くなってきている。

そういうことで、町のこの庁舎も一番最後の住民が自信と誇りを持てる強いまちづくりの象徴だと思いますので、職員の方も意気込みもちょっと違ってきているなど思っています。2か月、顔色も目つきも変わってきております。評価じゃないけれども、今後またより一層努力をして町民のためにご尽力くださるようお願いいたします。

どうもどうも議長、終わります。よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

以上で、12番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

それでは次に、7番 市濱等君。

7番（市濱等）

質問に入る前に、昨日は東日本大震災から丸9年が経過をいたしました。当町におきましても、昨日午後2時46分、サイレンが吹鳴され、災害に対しての心を新たにいたしました。震災当時亡くなられた方、関連死を遂げられた方々に改めてご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

質問に入る前に、少しお話をさせていただきたいと思います。

先日、委員会において新型コロナウイルスについて、皆さんはいつ頃初めての会合を持たれたのかお尋ねをしたところ、口をそろえて2月27日だと答えられました。私は少し驚きました。その以前、たしか21日でしたか、当初予算内示会の席上、教育民生、田端委員長が町長に対して、どのようになっているのかお聞きをされました。そのとき町長は、まだ何もしてないんだよというふうなことをおっしゃられておったというふうに私は受け取りました。私にとっては、とても信じられないなというふうに思いました。

今年1月から報道されていることに対して、2月27日まで何も関係部署での会議が持たれていなかったということは、少しお粗末ではないかな。町民の安心・安全を第一に掲げられている町としてはどうなのか。町を預かる職員の姿勢からして落胆のため息が私は漏れました。

だからといって何もなかったではないかと言われれば、そのとおりであります。やはり職員の皆さんは、町民はみんな信じてお任せしております。お上からお達しがあつて初めて慌てふためいて対策を練る。先日の署名問題もこんな結果が表れる。これでは素早い動きはできないと思います。慌てるとこのような状態が起こる。事前に身構えるときはリスク管理をしっかりと行うことが大切だと私は思っております。

リスク管理とは、皆さんもよくご存じだと思いますが、想定されたリスクが起らないように、原因、要因になる事柄の防止策を検討します。リスクの第一の洗い出し。発生後どのような影響が出るか分析する。リスクの発生を抑止する方策を検討する。影響度が大きい順に格付して防止策を実行する。私は、究極のリスク管理は想定されるリスクを抑え込むことだと思っています。このような会議を私は行政担当者の皆さんに心から希望したいと思っています。

また、危機管理ですが、災害が発生した場合、その負のマイナスの影響を最小限に抑えるとともに、いち早く危機状態から脱しつつ回復を図ることが基本だと思っています。災害が発生した場合、どうすれば最小化ができるか。これは防災用語で減災と言いますが、危機は必ず起こることを前提に立って検討を進める。このことが第一歩だと考えております。このことについても職員さんたちはご存じだと思いますが、常日頃から取り組んでいただきたいというふうに思っております。

その上で、いつの世にも疫病ははやりします。考えておかねばならないと思います。日本に対するはやり病、あるいは文化、元寇、倭寇のような倭寇のことも必ずと言っていいほど西のほうからやってきます。13世紀、16世紀は多くの疫病、宗教、鉄砲等々、海を渡って伝わってきました。しかし、江戸幕府はいち早く状況を察し、鎖国令を発令し、国外からの往来を制限いたしました。

それから250年。外国の伝染病、日本の環境にとって思わしくない事柄は少なくなりました。このことで日本文化が花開き、宗教も神道も心豊かな文化もしっかり後世に伝わってきたと私は思っています。疫病が全くなかったわけではありません。天然痘、赤痢があったようには聞いております。今日のような疫病は、大変繁忙期か、また大飢饉のときに発生しております。ヨーロッパで猛威を振るったペストは、クロネズミが原因で飢饉の真ただ中でありました。人々の3割を死滅させたと聞きます。疫病において全く人間も動物の仲間だというふうにつくづく感じます。

日本の国史上にも様々な疫病が流行しておりますが、これら赤痢、ペスト、腸チフス、結核、天然痘、日本脳炎、特に昭和23年、1948年、終戦後のね年ではありますが、これらが大発生いたしました。その12年後、今から60年前のね年ではありますが、AⅡ型インフルエンザが大流行して死者は2万3,000人を超えました。インバウンドだ、4,000万人だ、6,000万人だ、オリンピックだと有頂天になっているところに、このように水が差されま

す。

私は、ボウエキはボウエキだと感じております。このことを行政担当者は常に思い、迅速で正確な情報を流し、民衆の不安を減らすよう努めなければならないことはもちろんのことではありますが、と思うんです。必要なのは、金よりも

やはり知恵です。知恵を生み出す目的意識、意欲が最も大切だと私は思っています。

孔子は、「之れを如何にせん、之れを如何にせん、と曰わざる者は、吾、未だ之れを如何ともすることなきのみ」と言っています。今までのことを念頭に置いて、質問をさせていただきたいと思います。

まず第1に、公立宇出津病院管理運営についてということですが、この質問は宇出津病院か、それから健康福祉課か、重なるところも十分あるとは思いますが、感染症が疑われる町民に対しての対応はどのようになっているか。電話、来町者、町民の問い合わせに対してどのように対応するように指示をしておいでになりますか。日中は、どの部署のどういう係の方が応答しているのか。夜間はどうか。日曜祭日はどうか。

新型コロナウイルスが公になってから、病院関係者や関係部署職員との会合をいつごろから何回ほど協議されたか。特に病院関係者に指示されたことは何ですか。

事前に本人が疑わしいと連絡があった場合の対処について伺います。もちろん最初は北部保健所ですが、まず第一に病院への入場をお聞きします。入場口はどのようにされていますか。通路はどうなっていますか。診察室はどうですか。看護師さんには特に注意をしておりますか。一般の患者さんとの接触はもちろんないようにされていると思いますが、マニュアルはありますか。

特に入場口について、特別に設けるかお伺いしたい。

町民が懇願しても全く受け入れるつもりはない、県の北部保健所に一任する方針かを伺いたい。

2番目に、外壁改修工事が予算化されておりますが、病院内部診察室の改修も同時に行えばどうかという質問ですが、特に外壁に私が見たところ亀裂などはないように、見当たらないように思うんですが、シーリングが切れているか、雨くそが外壁に付着してくすんだ部分は多くあるように思いますが、一見したところ外装洗浄で事足りるのではないかなというふうには私は感じています。

診察室ですが、建築をなりわいにしてきた者にとっては、よく医療事故が起きないなど不思議に感じています。特に内科の診察室の隣、採血場所、点滴場所、体温測定、血圧測定等々が一緒になっております。これは管理者、特に看護師さんたちの日々の努力だろうと思いますが、医療事故の話は聞いたことがありません。非常に感心しております。

また、患者さんのプライバシーが守れているのか疑問にも思います。簡単に私から見ると、簡単に広くできると思うんですよ。なぜか飛び出している受付

場所、大きなカウンターの周りを改修すると診察室は大きくなると思いますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

3番目に、病院内コンサートについてということで、病院に行くことは誰でも不安がつきまといます。ましてや入院するとなるとダメージが大きく、ストレスがたまります。病気の大きな要素として、ストレスは大きなウエートを占めると聞いております。少しの時間でよいのですが、癒やされる空間があってもいいんじゃないかと思いますが、ご提案したいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきたいと思いますが、まず市濱議員のご質問の前に、内示会の折、田端議員からの質問には、私は、インフルエンザの予防どおりマスク着用、手洗い、消毒をしていただきたいというふうに申し上げたというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは答弁させていただきます。

宇出津総合病院の新型コロナウイルス感染症対策ですが、もともと組織されており院内感染予防対策委員会を中心として対応しております。この委員会は、通常ですと毎月開催なのですが、2月20日からは毎週開催、さらに必要に応じて随時開催されることとなっていて、現在までに計4回開催しております。

この委員会の判断を院長が承認し、決定事項として実行に移す形となっておりまして、外来患者様への対応や入院患者様への面会禁止、関係物資の在庫確認等について、協議し決定しております。また、これらの決定事項の職員への周知及び情報の共有も行っております。

問合せや来院者に対しては、発熱外来としての対応とさせていただいております。これは夜間や祝祭日も同じということでもあります。疑わしい患者様が来院された場合は、病院で作成しておりますフローによる診察となります。

ご指摘の入り口についてであります。もちろん別に設けるほうがよいとは思いますが、現在の国の方針では通常の外来での標準予防策で診察してよいということになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

最後に、ご指摘の受入れとは入院と解釈いたしますが、入院が必要と診断された患者様が来院された場合には、入院できる体制は準備してあります。新型コロナウイルス感染症の情報は、マスコミでも連日報道されていますが、本日

現在、能登地域では行政検査まで行ったケースはありますが、陽性と診断された方は発見されておりません。デマ等に惑わされることなく、落ち着いた対応をお願いしたいと思っております。

次に、外壁の改修ですが、外壁はタイル張りで、経年劣化によりまして剥がれたタイルが落下し危険なための改修ですので、ご理解いただきたいと思えます。

そして、病院診察室、特に内科外来は、中待ちと診察室の仕切りがカーテンのみということで、患者様のプライバシーを守ることが難しく、議員ご指摘の診察室の改修も病院の懸案事項の一つではあります。検討は以前からさせていただいているのですが、現在のところ外壁と同時に診察室を改修することは考えておりません。診察室の大規模な改修となりますと、外来の診察を停止することとなり患者様に迷惑が及ぶということ。そして、建築基準法及び消防法等の問題もあります。まずは昨年3月に策定させていただきました修繕計画の優先順位の高い修繕を優先させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

次に、コンサートに関してですが、現在のところ病院内でコンサートが行われるのは年に1回の病院フェスタのみであります。入院患者様を中心に、町内外の演奏家の演奏を楽しんでいただいております。

ご指摘の毎月ミニコンサートを開催するというのは、病院の構造やスペース、患者様の移動等を考慮しますと、インフルエンザ等の感染リスクの問題もあり毎月は難しいと思えますが、このご指摘は今後検討させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

今後、ねずみ算式で患者さんが発生するような傾向があり、早期に検査キットが開発されたときは、もちろんそのような状況になったときにはありますが、受け入れるという思いはあるというふうな回答でよろしかったでしょうか。

また、この問題について、日頃、有線放送で放送されております。そこでもう一つ、自分で疑わしいと思われたら、宇出津病院62局の何番まで電話してくださいと。そういうコメントも入れていただければありがたいなというふうに要望いたします。

外壁はタイルが落ちていて、これは危ないというふうな話でございました。それは一応そういうふうにしていただければ、私どももありがたいなと思えます。

す。

病院の内部の改装でございますが、病院を新設されたとき、私も大なり小なり手伝いをさせていただきました。私のような工事屋は、自分の携わった物品に対していろいろ愛着もあり、気をつけて心配するものでございます。早くやらないと医療事故が心配です。今後も大きな感染症はやってきます。またそのときに備えて、リスク管理、危機管理が宇出津病院には今問われているのかなというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

そして、コンサートの件でございますが、合間を見て少しやってみようかというふうな答弁だったかなと思います。特に私は何でこういうお話をさせていただくかということ、上野事務局長は音楽大好きやなというふうな私は認識を持っておりますので、できたらまた1日でも2日でも増やしていただければありがたいなと思います。

それから、私、今までお話しさせてもらったことに対して、昨日、国会ですかね、特別措置法が新型コロナウイルスも含まれるようになったというふうな委員会の答弁があったように聞いておりますが、このようになりますと町長の権限から県知事のほうへ移っていくのかなというふうなこともありますもので、その辺はうまくまたやっていただきたいというふうに感じております。

それでは、内浦クリーンセンターについてということで質問をさせていただきます。

平成29年3月発行の公共施設等総合管理計画の83ページです。耐用年数は38年だと。現在、経過年数が19年と記されております。29年時点ですよ。耐用年数は残り20年くらいかなというふうに思っておりますが、この施設は実際の利用は10年も稼働していないのではないかな。なぜ早急に解体しなければならないのか。

また、施設の安全確保に係る項目、FM評価手法、JFMS13マニュアル試行版に当てはまる項目が私には見当たりません。どのような理由から解体しなければならないのか、お聞きしたいと思います。

昨年度、教育厚生常任委員会で管外視察を行った沖縄県倉浜衛生施設組合のエコトピア池原の焼却施設は、ほぼ同じ焼却炉建設であったと思っております。型式は少し違いますが、ろ過式集じん装置、触媒脱硝装置、排ガス中の窒素酸化物を触媒の働きによってアンモニアと反応させ分解するとともに、ダイオキシン類も分解する。その他の自治体には現在元気に稼働しております。

また、利活用として、森林環境改善に昨年から動き出した環境整備に一役立つのではないかと私は考えまして、また、近年の災害の多発を見ますと、瓦礫廃材がいつ発生するとも限りません。東日本大震災では、遠く関西方面まで運搬して処理を行っていました。

この例などを見ると、大きな資産を投入して早く命を終わらせるのは心苦しい限りだと思います。また、町道なんかを除草して、そのまま少し高いところに投げている場合があります。雨が降ると下がってきて溝に詰まり、道路に雨が川のように流れる。この草などの焼却の施設として利用すればどうかなというふうに思っております。

また、観光施設が私らのところにはオープンします。道路整備、近くの道路を少しでも整備して、倒された木などを処分すればなというふうに思っております。観光は、その場だけではなく、そこへたどり着くアプローチが大切だと思っております。天皇陛下がご巡幸されるような気持ちで道路をきれいにされればどうかなと思っております。

ここまで答弁よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、旧内浦クリーンセンターの利活用についてであります。当該施設は、平成9年4月1日から使用してまいりましたが、平成15年3月に奥能登クリーン組合のごみ処理施設が竣工したことにより重複稼働した状態となりました。奥能登クリーン組合設立当初は、旧内浦クリーンセンターは15年間使用して平成25年3月に閉鎖する予定でしたが、施設の老朽化に伴い施設管理費が増えてきたため平成21年3月末で閉鎖した経緯があります。また、閉鎖してから11年が経過しており、再度使用するには焼却炉などの大規模な改修が予想されますし、現在、奥能登クリーン組合において新たな焼却炉の建設事業を開始されておりますので、旧内浦クリーンセンターの再使用は必要ないものと判断しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

お話によると、これは絶対解体しなければいけないというふうなお話でございました。

そこで私、3億2,560万、この大きな解体予算について少しお聞かせいただきたい。積算の根拠はどんな資料によりますか。また、設計者はどちらに

なりますか。誰がこの見積りの確認をされるのですか。また、スチールのスクラップはどんな取扱いになりますか。ステンレス、アルミはどうなりますか。事業者引き渡すのですか。あるところでは、値上がりするまで待つてストックしておくのだというふうに聞いた覚えもあります。どちらにしても今は底値だそうなのですが、今後、解体工事が多く想定されますので、お聞きします。

よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

住民課長 藤田彦人君。

住民課長（藤田彦人）

それでは、市濱議員のご質問にお答えいたします。

解体にかかる費用の積算根拠かと思えますけれども、基本的には公共の歩掛かりを使用してやります。工種がかなり特殊な工事でありますので、公的単価にないものは専門業者から見積りをいただきまして、それで平均を取りまして算用いたしております。

設計のほうは、この解体工事に実績のあるコンサルタントが取りまとめをして算出しております。

それから、発生するスクラップですけれども、発生するスクラップでお金に換わる有価物になりますけれども、それにつきましては、発注時点の相場価格において設計書の中でマイナスで計上しております。その差引きでもって調整はしているので、適切なものだというふうに思っております。

発生する廃材ですけれども、処分するものについては、適正に処分しているかということで処分の受入先であるとか、それから納入量というのは伝票で確認して、適正に処分されたという確認をしておりますけれども、発生する有価物につきましては、請負業者の引取りというふうになっております。

その価格ですけれども、そんなに変動のあるものでもないように思いますし、通常、引き取った後はその業者にお任せしているということになっております。

よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

課長に細かいことをお聞きいたしましたが、後でまだちょっと分からんとこ

るもありますので、お聞きしに上がります。

今日はここで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、7番 市濱等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。2時30分再開いたします。（午後2時13分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時30分再開）

それでは次に、2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

新庁舎の議場で自分の座席に座ってみて、改めてもう少しで1年半にもなることを再認識しております。先輩議員の皆さんに比べて知識も経験も発言力も劣っていると自覚しております。それでも、どなたにも負けない熱い思いと行動力だけは持ち続けたいと思います。

そうした日々の中で、今まで絶対に忘れられない言葉と2つ出会いました。その一つは、あなたたちに与えられている座席は、座ったり立ったりする座席ではなく議席であるということです。そしてもう一つは、民の声を聞くことが一番大事だということです。町民の声を聞き、町民の代表として、いつも町民目線であることでもあります。

なかなか一般質問でも頭が真っ白になり、自分でも納得できない質問姿勢になりますが、今日は、いつも町民の皆さんの中で話題になっていることを3つ質問したいと思います。

1つ目は、1月19日に行われた寒ぶりまつりについてであります。

1点目、今回の会場の選定の経緯と是非を聞きたい。

のと寒ぶりまつりは、天候にも恵まれ、8,000人という最高の人出となりました。

私の日課は、朝5時に起きてウォーキングから始まります。通常は自宅周り

のウォーキングをしますが、週に一、二度、場所を変えて景色を楽しみながらウォーキングをします。寒ぶりまつりの前々日だと思いますが、宇出津商店街を朝早く歩きました。そこには商店街どの店も寒ぶりのポスターが張ってあって、商店街みんなで寒ぶりまつりを盛り上げようとしているのだなと感じました。

当日も寒ぶりを買いに朝早くから並びました。会場を後にして、商店街のにぎわいはどうだろうかと思いになり、様子を見に行きました。そこには先ほどのにぎわいはありませんでした。新庁舎横の会場への交通手段は、新港及びいやさか広場からシャトルバスを運行させ、商店街も素通りであります。どうして昨年同様、海の見えるいやさか広場ではなく、新庁舎横であったのか、お聞きします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきたいと思いますが、宇出津港のと寒ぶりまつり、このイベントは寒ぶりまつり実行委員会にて実施しているものであり、町は主催ではなく共催という立場であり、決定権を持っていないことから、実行委員会のメンバーでもありますふるさと振興課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

寒ぶりまつりの今回の会場の選定の経緯についてであります。宇出津港のと寒ぶりまつりについてですが、過疎化、高齢化が進み、基幹産業である水産業も衰退傾向にある中、のと寒ぶりの一番おいしい12月から翌1月に、魚のおいしい能登町をアピールし、能登ブランドの知名度向上や売上げの増加につなげ、地域の振興を図ることを目的に、寒ぶりまつり実行委員会が主催し、事務局は町商工会が担当しているイベントであります。

会場の選定についてですが、町では、能登町役場新庁舎落成記念イベントを新庁舎で1月中旬に開催することを以前より計画しておりました。毎年実施しています宇出津港のと寒ぶりまつりの開催が同時期であること、また、会場が宇出津地区であることから、同時に連携して開催することでPR及び誘客の相

乗効果を期待しまして、寒ぶりまつり実行委員会に新庁舎駐車場での開催の協議を申し出ましたところ、実行委員会で開催場所が新庁舎横駐車場で実施することが決定されましたので、ご理解願います。

以上です。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

新庁舎が建って初めての開催であり、新庁舎横の駐車場になったのは理解はできますが、たしか補助金として町からも200万円の補助金が行っているかなと思うんですが、どうしてもっと商店街に人が流れるようにできなかったのか。昨年と違って、自分も見に行ったんですが、かなり人が少なかったかなというふうに思います。その辺は、町長もそこにおられる町参事も副町長も商店街のほうとかほかのところに歩いて見に行っていたのか。どういうふうに、この周りだけでおったのか、お聞きします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

私は、その日は開会式に出まして、その後の婦人団体協議会の新年会がありましたので、そちらのほうに行っておりましたので、新町通りは行っていません。

議長（河田信彰）

副町長 下野信行君。

副町長（下野信行）

私は、開会式の後、新町通りは一巡し、旧の庁舎前のほうも見てまいりました。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

私は、実行委員会のメンバーとして準備から後片付けまで当会場でお手伝いをしていました。

その中で、今ほど言われましたように、宇出津の新町通りは能都商業振興協同組合が当日、のと寒ぶりまつり協賛、能登豚、能登野菜の豚汁販売、これは午前9時から午後2時の時間を限定しまして、先着150名限定で行っております。イベント会場からの人の流れもあり、予定より1時間早く完売したとの報告も受けておりますので、人の流れも若干あったのかなというふうに判断をしております。

以上です。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

三役の中でも、まだ副町長が新町の商店街のほうに行かれたということで、現状を見られたのかなというふうに思います。自分もそのときは焼き鳥を買いに行ったり、豚汁もおいしかったので2杯いただきました。やはりそこにおいでの方々は、何でこっちにも人が来れるようになっていかなかなということはしきりに言われていましたので、今回こういう質問にさせていただいたんですけれども、少しでも寒ぶりの宣伝及びほかのところにもその効果が、せっかくイベントをやるのであるので、効果が出るような今後もやっていただきたいかな。

最後に、寒ぶりの祭りが全町にどのような波及効果があったのか、把握しておいでしましたらお答え願います。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

寒ぶりまつりが全町の業者に波及効果があったかというご質問についてであります。このイベントは、さきにも申しましたように、魚の美味しいまち能登町をアピールする。そして、能登のブランドの知名度の向上や地域の振興を図ることを目的としております。

イベント全般に言えることではありますが、一つのイベントで町内全体の波及効果が期待できるものではないというふうには思っております。今回のイベントは、実行委員会のメンバーに、商工会をはじめ県漁協能都支所や仲買人組合、能都商業振興協同組合、町観光協会、能登町ふれあい公社などがあります。

その方々の経済効果はあったというふうには聞いております。

また、実行委員会では、宇出津港のと寒ぶりまつり協賛事業として、1月4日から2月11日までの約40日間の期間限定で、寒ぶり料理を味わうことができる企画を行い、町内15店舗の協賛をいただいております。その15店舗は、宇出津地区で6店舗、宇出津以外の能都エリアで2店舗、内浦エリアで3店舗、柳田エリアで4店舗、計15店舗が協賛をいただいて、この波及効果を図る取組も実施しております。

イベントは実行委員会の主催で実行しており、町から依頼するものではないですが、先ほど議員の言われたように、臨時シャトルバスの位置、あるいはイベント会場の選定、イベントの周知活動については、今後検討するように呼びかけていきたいというふうにも思っておりますので、ご理解願います。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

寒ぶりの祭りの質問は、これぐらいにしようと思うんですけども、やはり町参事兼ふるさと振興課長がイベントは一つのイベントで、ほかの町全体に波及するものではないということは、ちょっとがっかりな答弁かなというふうに思います。少しでも波及できるように頑張るとかいう答弁ならまだ納得できますが、少しでも皆さん努力して、だんだん過疎化になる能登町を少しでも盛り上げていっていただきたい。そういう思いでおります。

次の質問に入らせていただきます。

次は、町財政状況についてお聞きします。

企画財政課担当の出前講座「ふところぐあいお見せします」というのがありますが、あえて町民に周知を図るため、この議場での質問としました。

平成17年3月1日、2町1村が合併し、持木町長が誕生されたわけであります。町長車のナンバーも1731と分かりやすいのであります。町長には、町長車ナンバーよりも以上に分かりやすく説明していただきたい。そして詳細は、町民の方と一緒に出前講座を受講したいと思います。

まず1つ目は、町債の全体金額とその内容をお答えいただきたい。そして、ここ3年から5年の町債の推移をお聞かせ願いたい。約1年半前に初選挙のときに、ぐるっと能登町を回ったときに、どこへ行っても、「わっちゃ、能登町銭あらんかいや」「じゃまないがかいや」「建物ばっかつくって」、また新庁舎が終わってからそんな声どんどん出ています。

合併してから15年という月日が流れ、先日、私も50歳になりました。日

本男性平均寿命は81.25歳まで生きるとしたら、20年後には能登町の人口は半分以下になると推定されます。そうですよね、町長。人口割で交付されている普通交付税も、人口減少とともに減ってくるのではないのでしょうか。

私と同じく、町のかじ取りを町長に託し、財政を心配している町民の方々に対して、町長から「町の財政は大丈夫やわい。こんなんでこんなんやさけ私に任せとけや」というような町長の力強くて分かりやすい大丈夫答弁をお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

私のほうからは、普通会計における町債の現状や推移、そして今後の見通しについて少しご説明させていただきたいと思っております。

町債につきましては、公債費による財政負担を客観的に示します指標として実質公債費比率があります。財政健全化法に基づき、毎年9月議会に報告させていただいておりますが、健全化法が施行された平成20年度には19.2%でありましたが、新規町債の発行抑制や計画的な繰上償還を行ってきた結果、平成30年度決算では10.5%となり、8.7ポイント改善しております。この指標が18%を超えると町債の借入れに県の許可が必要となり、町債発行が制限されることとなりますので、18%を超えないよう今後も財政運営に取り組みたいというふうに考えております。

また、今後の見通しについてであります。近年の大型事業の実施による公債費の増や人口減少による地方交付税の減を見込みますと、財政状況は厳しい状況になると見込みますが、事業の選択と集中や公共施設の最適化、そして積極的な繰上償還の実施など、さらなる行財政改革を進めますとともに、絶えず財政計画の見直しを行い、実質公債費比率などの財政指標を注視しながら持続可能で健全な財政運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

なお、町債残高や償還見込みなどにつきましては、企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

私のほうからは、町債残高の推移、それと償還見込みについてご説明させていただきます。

まず、町債残高であります。当初予算書の144ページにあります地方債の現在高調書というものがございまして、また参照していただければと思いますが、平成30年度決算における現在高は215億8,918万9,000円でございます。ここから令和元年度と令和2年度の発行見込み、それと償還見込みを増減いたしますと、令和2年度末の現在高は230億2,817万5,000円と見込んでおります。

町債の種類であります。元利償還金の一部に交付税に算入される町債のうち特に70%以上が算入される有利なものとして、過疎対策事業債、辺地対策事業債、合併特例事業債などがありますが、これらの町債残高が202億円と約残高のうち88%程度を占めております。当町では、これら有利な地方債を可能な限り活用しながらインフラや施設の整備を行っているところでございます。

次に、町債の残高の推移であります。庁舎建設など大型事業が続いたため、近年の残高は増加しております。合併当初であります平成17年度末は288億8,000万円の残高がございました。その後、財政集中改革期間における発行の抑制、また計画的な繰上償還を経まして、平成27年度末には188億3,000万円と約100億円を削減することができました。

その後の大型事業といたしまして、ご承知のとおり消防庁舎、あるいは鮮度保持施設、し尿処理施設の改良、また有線放送の再整備、そして大きい新庁舎、総合支所の整備により、86億円の増額要因となっておりますが、その発行に合わせまして計画的な繰上償還を47億円実施することによりまして残高の急激な増加を抑制してまいりました。

また、本年、令和2年度の当初予算では、昨年の平成31年度の当初予算比約3億7,000万円の減少を見込んでおります。

今後の残高につきましては、旧能都庁舎の解体やごみ焼却施設建設など、それらを見込みますと、新発債、そういうものを見込みますと、令和4年度に約240億円の残高のピークを見込んでおります。また公債費では、令和10年度に年間29億円の償還のピークとなると見込んでおりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

人口割で来る交付税、そして面積が広くて財政の割り振りも大変かと思いません。まだまだ私も勉強不足で、難しいことは分かりませんが、私の子供、そして孫、近所の子供たちに「帰ってこいまいや、わっちゃん残っとれまいや」というふうに言える、町長の言われる継いでいけるまちづくりを進めていただきたいと思います。

これで町民には、そこそこ財政どんなんやというふうに聞かれて周知したと思いますので、次の質問に入りたいと思います。

最後の質問は、ごみ焼却施設の建設であります。

珠洲市と一緒に進めているごみの焼却施設のことをお聞きします。

私は、議員になってから1年半という中で、今まで知らなかったことを町民に周知させるためにも、確認事項として奥能登クリーン組合の議会で決まったことなどを質問させていただきます。町長は、組合長という立場も含めてお答え願います。

まず1点目は、設計の段階からの業者選定方法をお聞かせください。

40億円という莫大な予算が導入される建設工事であります。世界農業遺産にも認定されているこの能登において、この自然環境のまま後世にもつないでいくためにも、排ガス基準のことなど議論すべき大切な問題と捉えております。

私の母は珠洲市から嫁いでおり、珠洲市にも親戚や知人などがたくさんいます。私には珠洲は切っても切れない、能登町と同じくらい大事な自治体であります。市民、そして町民の方がいつも聞かれることは、「また、ごみの焼却施設も建てるんか」「燃やすがにするげんと」というふうな会話がどこにでも見られるかと思えます。設計の段階から業者の選定方法をお聞かせ願います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、奥能登クリーンセンター焼却施設建設に係る業務の業者選定方法についての質問であります。当該事業は、能登町と珠洲市が構成しております一部事務組合である奥能登クリーン組合の事業として実施しているものであります。

建設事業の詳細については、組合議会で慎重に検討の上、決定され、進んできておりますので、詳細な説明は控えさせていただきますが、業務に必要な提案等の業者についても計画施設の内容に見合う業者選定を行い、十分な比較検討ができる提案者数もあり、適正に進められていると思っております。

また今後の予定としては、プラント工事は令和2年6月の契約を目標に進められており、そして令和5年1月には試験稼働を行い、4月からの本稼働を予定しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

あまり思った答弁にはならんがかなというふうに思ひうんだけれども、別にどういふところまで現状は行っているのか分からんがだけれども、なかなか40億、この庁舎でも40億はかかっておらんがかなというふうに思ひます。そんながを建てるといふがになると、やっぱりたくさん議論が必要なんじゃないかな。稼働するまでに少しでも奥能登クリーン組合でのまた活発な意見として、また言っただければいいのかなというふうに思ひます。

ただ、建設工事が終わった後、ランニングコストをどう捉えているのか。ランニングコストの金額も出ているんじゃないかなというふうに思ひます。私の職業で、庭を造るとお客さんは必ず、この庭に将来幾らかかれんやといふことを必ずお聞きします。

40億で建てたごみ処理施設、焼却施設をランニングコストも分からずに建てるといふことはないかなというふうに思ひますので、管理運営費を含めて、この建てた建設メーカー、ごみ焼却施設メーカーが管理運営していくのか。その辺も一緒にお聞きします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず建設後のランニングコストにつきましても、基本計画、基本設計で建設コストと合わせ検討を行いながら施設の計画、設計をしてきており、施設運営にかかる費用としてはごみ1トン当たりおよそ3万円程度と見込まれ、現行のRDF施設の維持費のほぼ2分の1程度になるということでもあります。

また、管理運営に関しましては、これから業者選定に入るわけなので、今のところは何とも言えないので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

また頭が真っ白になって、これで3回目になりますかね。

それでは最後にもう一つ、今のことに関してもう一度聞きたいなというふうに思います。

どこのごみ処理焼却施設の建設工事を見ている、必ずランニングコスト、DBO方式、デザイン・ビルド・オペレーションでしたかね、そういう方式を取っているところもあるので、珠洲市と進める中で、やはり人口が減ってくる。20年後まで自分が生きていけば70まで、ずっと20年間、ごみの焼却施設のランニングコストを払っていかなければならないかなというふうに思います。

これはやっぱり大事な問題かと思っておりますので、早めにこういう建物を建てたらこういう維持管理費がかかるということを町民にきちっと説明せんと自分はだめやと思う。説明責任、ここにおいでる方はみんな一人一人、説明責任あるかなと思います。その辺をもう少し聞かせていただいて、終わりたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

冒頭にも申し上げましたが、あくまでも一部事務組合のお話なので、この場ではできるだけ控えさせていただきたいと思いますが、焼却施設自体は15トンの炉を2つで運転をしまいいります。人口減少によってごみ量が減った場合には1炉しか使わなくてもいいというような計画を立てながら、そちらのほうでやっておりますので。

例えば、その議会にもこの中から6名の方が出ていらっしゃいますので、十分議論した上での決定事項であるということをご理解いただければなと思っております。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

また、ここにおいでる議員で奥能登クリーン組合の議会のほうに行かれています方にきちっとまたいろいろと話をさせていただいて、いろいろと教えていただけるように努力しますので、またその辺も含めて、組合長として自分らの2

0年後のことも考えていただいて、していただきたいと思います。
それでは終わります。

議長（河田信彰）

以上で、2番 堂前利昭君の一般質問を終わります。
それでは次に、11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

2番の一般質問は、大変すばらしかったと思います。

実は先日、10日の日に、私と2番議員と県議会の一般質問を傍聴に行ってきました。2番議員から「峠さん、何しとるけ」と言ったさけ、「まま食おうかなと思っとれん」と言ったら、「ちょっと俺と付き合わんか」というさけ、「なしたげ」と言ったら、「県会議員の1年生議員が多数登壇するので一般質問の勉強に行かんか」と言ったがで、おお、やるもんやなと思って、私もしどろもどろの一般質問をしている以上、ほんなら行くかと行ってきました。

昼からで、4人の一般質問を聞くことができました。その中で、4人のうち3人が同じ質問を語っていました。まずコロナウイルスのことと、農産物のブランド化を聞いていました。知事の答弁では、コロナウイルスに関しては当町と同じような病院の対策の答弁でしたけれども、知事の答弁によると、農産物はルビーロマンを含めブランド化の条例をつくると。そういうことで、これからルビーロマンに限らず差別化とか……。ちょっと待ってくださいね。そのときのあれがあるから。ほかと差別化できるものでなければ駄目、また付加価値がなければ駄目と、そういう答弁でありました。

そういうことで、そういうブランド化に向けて、農産物は当町でもやり方次第では、そういう県のブランド化条例に準じたものを生産していかなければならないかなと思っています。知事も初め、農産物に限らず何でも作れと言ったけれども、オンリーワンを作れと。町長も何回も聞いておいでると思いますけれども、オンリーワン・イコール・ブランド化かなと私は捉えていますので、担当課長も一段の働きをひとつよろしく願いいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

皆さんもご承知のとおり、年を追って自分の家へ帰る途中でも、だんだん空き家が目についてきます。これは大変憂慮すべきことかなと思いますけれども、全国的な少子化のことを考えれば、また同じような対策のことで頭を痛めていることでもあります。

そこで、当町の現在の実態と空き家の問題点について、これまでも何名かの議員が質問をしてこられました。私の地区や周辺においても空き家が目立っ

てきておりますし、いろいろ相談も受けております。確認の意味でお聞きしたいと思います。

その前に、かいつまんで全国の空き家情報を少し述べてみたいと思います。

日本全国で住宅が現在、これは2016年のデータでございますけれども、約63万件の住宅があり、そのうち約820万戸が空き家となっています。要するに7戸に1戸が空き家ということになりますが、実際は都道府県によって空き家数や空き家率に大きな差があることも事実です。

そこで、空き家率が最も高い都道府県のワースト1は山梨県の21.3%、2位は和歌山県の20.3%、3位は長野県の19.5%となっています。また、空き家率の低い都道府県は、1位は9.4%の宮城県、2位は10.4%の沖縄県、3位は10.7%の山形県となっております。

また、2033年には7,126万世帯のうち空き家数は2,167万戸弱となる。そういうデータが出ています。それとまた、空き家率は30.4%まで上昇する試算がされています。要するに2033年には3件に1件が空き家になる計算上でございます。

そこで、現在、能登町でどれだけの空き家があり、空家対策審議会の方々で危険な空き家かどうかを審議されているのか。また、危険だと判断された空き家のうち、どれだけ解体などの対策が講じられてきたのか。もしなかなか空き家の対策が進まないとすれば、どのような問題があると考えられるのか。ご答弁いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、まず現在の能登町の実態ということでお話しさせていただきますが、当町における空き家等の実態ですが、人口、世帯数の減少、少子・高齢化に伴いまして、今後も緩やかに増加していくものと思っております。町としても、この状況を喫緊の行政課題と捉え対策を進めております。

町内における空き家の件数についてであります。町では平成29年度に管内全域を対象に空き家等実態調査を実施した結果、使用実態がない可能性が高い建物、いわゆる空き家等と判定されたものは1,150件ありました。率にしますと14.3%ということになります。

そのうち建物に目立った腐朽破損がないものや一部修繕により利活用が見込まれるランクA、Bの空き家については、定住促進協議会と情報を共有してお

ります。また、居住するには大規模な改修が必要なものや、倒壊のおそれが認められる保安上危険な状態にあると判定されたランクC、Dの空き家については、区長等から情報提供のあった空き家と併せて随時調査を実施しまして、能登町空家等対策審議会に諮り、その判定を基に、所有者等に対しまして、助言、指導といった行政措置を行っているところであります。

審議会では、現時点で71件の空き家等の審議を行いまして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態などの空き家等、いわゆる特定空家等と認定したものが52件あります。そのうち17件が解体や撤去などの対策が講じられております。

しかしながら、空き家等と判定された建物の対応や、特定空家等に認定され町の補助金付与が適当とされた空き家でも、実際は解体や撤去まで進んでいないのが現状でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

今ほど町長の答弁においては、能登町においては空き家率が14.3ということですね。ということは全国平均から見ると、そんなおぼけた数字にはなっていないかなと、そう思います。

次の質問ですが、2、3をまとめて読み上げますので、答弁いただきたいと思っております。

2、3ですが、空き家にはいろいろなパターンがあると私は思います。町外に転出したことにより空き家となったものや、住んでいる方が亡くなったり、施設に入って使用しなくなったものなど、いろいろ多様であります。また、管理形態にも年に数回能登町に来て空き家に風通しをしたり、周辺の草刈り等をしている方や、近所や親戚の方をお願いしている方や、場合によっては管理費を支払って第三者に管理をお願いしている方、中には町の空き家バンクに登録して人に貸し出したり、媒介をされている方もいると聞いております。

先ほど特定空家等に認定されてもなかなか解体まで進まないとありましたが、その原因はなぜだと考えるか。危険な空き家が急に倒壊すれば、周辺に及ぶ影響は大きいと考えるし、何かあってからでは遅いのではないかと考えます。

行政として何か対応策があれば教えていただきたいし、また、よく相談を受けますが、空き家を手放したいが誰も買ってくれないということでもあります。また、無償で手放したいという方もたくさん聞いています。そうした案件については、町当局ではどのように考えているのか所信を伺いたい。

また、解体の補助についてですが、なかなか解体に踏み込めない理由の一つが解体費用にあると思います。町の補助金付与が妥当と判断された空き家であっても、なかなか解体していないという現状もあると聞いています。ということは、山奥にぽつんと1軒建っている空き家や、特定空き家ではない空き家、つまり町の補助金につかない空き家については、全額、所有者の負担となっていることです。

町として、空き家が周辺にもたらす影響、防災や衛生、景観等を考えると、空き家対策を推進していく上で一歩進んだ対策や取組、支援策が必要と考えるが、町長の所信をお伺いしたい。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、空き家が増える要因には、いろいろ議員もおっしゃったように、住宅ストックや町外への転出、不動産価値への意識変化、家族単位の変化等、様々な社会的要因が考えられております。

また、空き家等の解体や撤去が進まない理由としては、所有者が危険な空き家としての意識が低いことや、空き家の解体に費用がかさむこと、空き家に関する相続の手続が行われないことで空き家の存在自体を把握していないケースや、責任の所在が相続人間で曖昧になるケースがあり、ひいては空き家の管理放棄につながり、空き家が放置されてきたものと思われまます。

当町では、その対策として、一つは、遠方に出られた方で空き家の管理がしにくい方には、所有者に代わり空き家等の見回りや清掃等を行います空き家等管理代行サービスの紹介をしておりますし、利用可能な空き家には、ふるさと空き家情報サービス制度の利用等を進めており、管理不十分な空き家等の抑制に努めているところでもあります。

また、特定空家等には、引き続き空き家等解体事業補助金や空き家解体ローン利子補給補助金を利用していただき解体撤去を促してまいりたいと思っております。

解体補助の交付要件につきましては、申請のあった空き家に全て対象とすることも考えられますが、空き家を適正に管理するのは、第一義的には所有者の責任であり、町の補助は公益上必要と判定された建物の解体に限るのが適当であると考えております。

また、土地や建物を売買したい物件につきましては、町の定住促進協議会や宅地建物取引業組合に一度相談していただければと思っております。

当町としましては、空き家等の適切な管理を促進していくため、今後も関係団体と連携し、空き家等の適切な管理に関する情報の提供や、管理に対する意識の向上に向けて、空き家の所有者に対し働きかけを行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

町長の答弁で、いろいろな支援する団体がおいでますけれども、その団体にも大変ご迷惑をかけるのもいいんですけれども、できたらこちらでよく聞くんですけれども、両親が亡くなって息子さん夫婦は子供も都会におる。こつちを墓じまいして全て土地も家屋もやるという、そういう方もおいでます。そうした場合、考えられるのは、土地所有者であった場合、来た人は買っても農地を取得するとき、私よくまだそこを勉強してないけれども、農業委員会の関係になってくるんじゃないかなと。ただ、分かりましたともらっても、そういう面でまた支援策を考えて、そういう方面からもアピールして支援していければなと思ひます。

それとまた、地元にくみした町会、区長会の人たちにも、組合などを創設する、またシルバー人材センターとか、地域になじんだ人たちの団体を利用するのも、私は空き家対策の利用度の利便性にも若干つながるんじゃないかと思ひますので、そういう方面もまたひとつ模索していただきたいと思ひます。

要するに空き家対策をしっかりしていただき、町民の皆さんが安心して快適に暮らせる能登町にさせていただくことを強く要望して、次の質問へ行きます。

これは町長の公務出張の実態ですけれども、町長の公務は、出張は、奥能登2市2町に限れば若干頻度が多いかなという、私も町民によくそういうことを聞かれます。町長の公務については、何年か前、同僚議員が質問した経緯もありますが、時々町民の方から、「うちの町長はそんなに東京へ行く用事があるのかい」と、そういう声はかなり大きく聞かれます。私もどういった役職の公務なのか前々から気にかけていた一人でもあります。

そこで、先ほどの質問にありましたけれども、町長も長く首長をやっておいでると、いろいろな役職を無理やり押しつけられることもあるかと思ひますけれども、どのような役職を幾つお持ちなのか。また、そうした中には国会への要望、陳情活動も多々あると思ひますが。また、それに公務を終えた後どういった活動をされているのか。例えば県選出の国会議員の事務所の訪問や、県の東京事務所、また銀座の県のアンテナショップ等々の営業活動や、そして姉妹

都市の流山市も東京から近いこともあり、時々表敬訪問などをされているのか。町民の納得のいく答弁をいただきたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、他の自治体の首長のことは分かりかねますが、現在、能登町長という公職のほかに、石川県漁港漁場協会の会長、道路整備促進協議会副会長、あるいは町長会の副会長等、県や国の関係団体の役職に就かせていただいております、それに伴って要望活動を中心に出張があるということでもあります。

昨年の首都圏へのお出張は22回でしたが、そのうち、その協議会などの役職としての出張が12回ありました。出張に係る費用は、その協議会などが負担するもので、例を挙げますと、その12回のうち6回が道路関係の要望活動を中心としたもので、出張の際には国会議員の先生方や、あるいは関係省庁などを訪問して、時間が許す限り最大の成果が上げられるように公務に尽力しているところでもあります。

また、協議会などの公職以外のお出張としては、昨年の方は、天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典や、能登のアマメハギのユネスコ無形文化遺産伝達式、そして有線放送再整備の補助金の要望活動として、国会議員の先生方や総務省のほうへ訪問などがありました。それらは当町としての単独のお出張ということになりますが、貴重な町の税金を使うものですから、それぞれ限られた時間の中で最大の成果が上げられるよう努めていきたいというふうに考えております。

ただ、流山へ行く時間というのはほとんどないというのは現実なので、ご理解いただきたいなと思っております。

今後とも当町の発展につながるような成果が上げられるものとなるよう気を引き締めて努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

今るる話しされました。かなりの役職を兼務しているということが分かりました。だけど、それは町長部局が知っているだけで、町長も私と一緒に内向的なもので、玄関へ入ったところぐらいに町長の公務が出ていると、それぐらい

町民に、ああそうか、町長は今日ここへまた行つとるがかと。某新聞には出ていますけれども、文字数が足りないから、それぐらいは町民に周知しても私はいいんじゃないかと思うので。先ほど2番議員の質問にありました、町民に分かりやすい行政をしていくのも町長の務めかと思しますので、ぜひ実行していただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入っていきたいと思います。

令和2年1月6日でしたね、いろいろな角度から町民の声のある中、開庁した新庁舎、そして総合支所ですが、今日で2か月半近くたちました。その間、新庁舎に対して町民から多種多様な生の声をたくさん耳にしてきたことと思います。

私のところは、一番先にクレームが来ました。それは何だというと、1階から3階までの事務所内、すなわち執行スペースの立入禁止の処置です。町当局の言い分は、私は理解できないわけでもありませんが、今までとは違い、いきなり180度違う対応で、異なったことで、議会も町民も当惑しているのも事実であります。

これは負の面を一番先に言ったけれども、またいろいろな声を聞いていると思いますけれども、町長の耳にもいろいろな町民の生の声が聞こえているはずです。問題、課題の提起があったとすれば、それは何か。そうだとすれば、その対応を、処置をどうするのか。分かりやすいご答弁をいただきたいと思いません。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、新庁舎及び柳田、内浦両総合支所が開庁、開所して2か月余りが経過いたしました。その間、慣れない職場での業務ということもあり、町民の方々にご迷惑をおかけしたこともあるかとは思いますが、職員も日々使いやすい役場となるよう改善に心がけているところでありますので、ご理解もいただければなと思っております。

そして、議員がおっしゃられるように、新庁舎、両総合支所ともに、直接私の耳に入るものもあれば、議員さんや職員を介して、または1階ロビーに設置してあります町民の声を伺う意見箱など、町民の方々からの生の声として提案や改善点など、貴重なご意見や広くて使いやすいなどといったよい意見なども頂戴しております。

提案や改善点について、どのような意見があったか。個々の詳細については、

この場での発言は省略いたしますが、早急に対応できるものについてはスピード感を持って、そして課題を要するものについては慎重に検討しながら、できるだけ提案に応えられるよう対処していきたいと考えております。

また補足ではありますが、庁舎を新しくするのに合わせて職員の窓口対応を向上させることにより、さらに役場の利用しやすさが増すと考えまして、1月16日から3月13日にかけて、役場庁舎や各支所、病院の窓口にも能登町窓口サービスアンケートを実施しまして、窓口対応の向上も図っていくつもりですので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

町長のご答弁にありました。どの職員だったか、箱をいつ開けるのかといったら、13日以降じゃないと開けられんといったもので、それも開けているなら書こうかなと思ったけれども、本庁は開けたのか。———そうですか。そういうわけですか。

それと、内なるカウンターサービスのことを言ったけれども、確かに窓口というか大変対応は少しいいんです。だけど、コロナウイルスのために、しっかりかわいいお嬢さんが笑顔でしているけれども、半分隠しているから何じゃらちよっとマイナスだけれども、いい笑顔で対応してくれますので、ありがとうございます。

それでは、新庁舎として、また柳田、内浦の総合支所も多種多様な町民の生の声を聞いていると思っておりますので、併せて答弁いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

柳田総合支所長 角谷重弘君。

柳田総合支所長（角谷重弘）

それでは、向峠議員の柳田総合支所に対する町民の声はどのような点があるかというご質問ですが、まずは旧柳田庁舎は現在解体中でありまして、計画では駐車場及び外構工事が終了した後は、住民利用ロータリーバスも乗り入れができ、待合所も完備されまして、利用しやすい総合支所となります。

現在は駐車場は手狭で、庁舎の入り口等が分かりづらいという町民の声が、意見がよくありました。その解決策といたしまして、多方面に案内看板、また公民館と連絡を取りながら、開発センター並びに庁舎の行事、会議等は重複し

ないように心がけております。

また、興能信用金庫柳田支店の待合室と行政の待合室が近いものですから、町民の方々より仕切り板を設けてほしいという要望がたくさんありましたので、興能信用金庫と協議の上、早急に設置、対応いたしました。

また、町民の方々の中には、木の香りがして大変いい、またエンTRASが広くていいという大変いい意見もたくさん寄せられております。

そういうことで、今後とも住民サービスの向上に努めますので、また今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

議長（河田信彰）

内浦総合支所長 大松敏明君。

内浦総合支所長（大松敏明）

私のほうから、内浦総合支所での意見をご紹介します。

内浦総合支所では、庁舎が開放的で明るい、ホールが大きくて使い勝手がよいなど、多くのお褒めのご意見をいただいております。

一方で、問題点等についてご指摘やご要望の声もいただいております。主なものを申し上げますと、1点目は、内浦総合支所施設整備に伴い、構内道路が広くなったことで、庁舎前の道路を徐行もせず走行する車両が増え、危うく歩行者と接触しかけたことがありました。そこで、旧庁舎前にクッションドラム等の車両を減速させる安全帯を設け、運転者がスピードを出しづらくするような措置を早急に取りったところであります。

2点目は、来庁者やバスの利用者から、庁舎正面に時計を設置してほしいといったご意見がございました。また、庁舎前で春から秋にかけて行われるラジオ体操愛好家の皆さんからも時計の設置を望む声がありました。庁舎正面玄関横に屋外時計を設置したところでございます。

3点目は、柳田総合支所と同じく、窓口が分かりづらいといったご意見が多くありました。そのため案内看板を増やすとともに、時には高齢者に対し職員が付き添って庁舎内を案内するなどの対応を行っております。

また、庁舎内には地元ゆかりの畠山一清氏の書や坂坦道氏の彫刻などを展示したほか、季節の花を絶やすことなく飾ることで、住民に親しみを持ってもらい、気軽にお越しいただけるような環境づくりに努めるとともに、松波公民館や社会福祉協議会、興能信用金庫の皆さんとともにアイデアを出し合い、庁舎のにぎわい創出に努めてまいりたいと考えております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

2人の支所長のお話を聞いた。スタートしてまだ間もないし、いろいろあって、また、お褒めの言葉もいただいているということは大変いいことです。

本庁も大事ですけども、総合支所が輝いてこないと能登町が輝いてこないで、職員一丸となって、なお一層の切磋琢磨をお願いしたいところでございます。

それと、今年は私にすればあいにくの暖冬でした。だけど、能登町民にいたしましては大変過ごしやすい暖かな冬であったかなと思います。しかし、私はこの暖冬を喜んでおるばかりではないと思います。私も農業者の一人として、おそらくこれは夏には水飢饉、もしくは大変な病害虫の発生が予想されるんじゃないかと私は大変危惧しております。

そこで、私が言うまでもなく、町長以下、皆さんはお考えだと思いますけれども、おそらく来るであろうそういうことも想定して、今後の町内執務に当たっていただきたいかなと思います。

備えあれば憂いなしで、いつ来てもいいぞと、最善の努力をする。そういった体制で能登町の町民のために頑張っていたいただきたいと思います。

そこで私もちょっと頑張って、12月に才能ありかなしか俳句を言いました。今年は頑張って、夕べ頑張って、一般質問を考えんとこればかり考えておったので、2つだけ言ってみます。

まず一つは、「伝統の春来ず 悪夢の甲子園」。これは先日、夕べですか、春は甲子園からじゃなかったけ、そういう文句がありましたね。伝統の甲子園の野球がなくなったということで、これを詠んでみました。「伝統の春来ず 悪夢の甲子園」、そういうことです。

もう一つは、「ゴーン逃げ 桜蹴散らしコロナ来た」。これは昨年、日産の会長であったゴーンさんが逃亡して逃げました。そう思ったら今度は桜問題もこれから咲くであろう花見もするなど。そういう情報が入っています。それは車検の要らないコロナが来たからです。そこで、「ゴーン逃げ 桜蹴散らしコロナ来た」。

そういうわけで、今日は木曜日で、7時から「プレバト！！」があります。私もしどろもどろの一般質問を終えたので、ゆっくりとまた勉強しながら見たいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、11番 向峠茂人君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

一般質問が本日で全部終了しましたが、明日、3月13日の会議を休会とせず、会議時間を変更し、午前10時に繰上げして開きたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、会議時間の変更決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

会議時間の変更決議について

議長（河田信彰）

追加日程第1、「会議時間の変更決議」を議題とします。

お諮りします。

明日、3月13日の会議を午前10時に繰り上げて開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

したがって、明日、3月13日の会議は、午前10時に繰り上げて開会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

議長（河田信彰）

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 (午後 3 時 4 7 分)

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (河田信彰)

起立、礼。おはようございます。着席してください。

ただいまの出席議員数は14人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案第4号～議案第38号

議長 (河田信彰)

日程第1、議案第4号「令和2年度能登町一般会計予算」から、日程第35、議案第38号「町道路線の廃止について」までの町長提出議案35件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長 (河田信彰)

総務産業建設常任委員会委員長 國盛孝昭君。

総務産業建設常任委員長 (國盛孝昭)

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査の結果について、ご報告いたします。

議案第4号 令和2年度能登町一般会計予算歳入及び所管歳出

議案第8号 令和2年度能登町水道事業会計予算

議案第9号 令和2年度能登町下水道事業会計予算

議案第11号 令和元年度能登町一般会計補正予算(第6号)歳入及び所管歳出

議案第15号 令和元年度能登町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第16号 令和元年度能登町水道事業会計補正予算(第2号)

議案第18号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例につい

て

議案第19号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第20号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

議案第21号 能登町小木地域交流センター設置及び管理に関する条例の制定について

議案第22号 能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第23号 能登町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第24号 能登町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について

議案第25号 能登町借上町営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第26号 能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第33号 請負契約の締結について

議案第34号 能登町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について

議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第37号 町道路線の変更について

議案第38号 町道路線の廃止について

以上21件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

次に、教育厚生常任委員会委員長 田端雄市君。

教育厚生常任委員長（田端雄市）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第4号 令和2年度能登町一般会計予算所管歳出

議案第5号 令和2年度能登町国民健康保険特別会計予算

議案第6号 令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計予算

議案第7号 令和2年度能登町介護保険特別会計予算

議案第10号 令和2年度能登町病院事業会計予算

議案第11号 令和元年度能登町一般会計補正予算（第6号）所管歳出

議案第12号 令和元年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和元年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 議案第14号 令和元年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第17号 令和元年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）
議案第27号 能登町印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第28号 能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第29号 能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第30号 能登町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第31号 能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第32号 能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について

以上16件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (河田信彰)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長 (河田信彰)

これから、採決を行います。
お諮りします。
議案第4号「令和2年度能登町一般会計予算」
以上1件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (河田信彰)

ありがとうございます。
起立全員であります。
したがって、議案第4号の以上1件は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第5号から議案第10号までの6を一括して採決します。
お諮りします。
議案第5号「令和2年度能登町国民健康保険特別会計予算」
議案第6号「令和2年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」
議案第7号「令和2年度能登町介護保険特別会計予算」
議案第8号「令和2年度能登町水道事業会計予算」
議案第9号「令和2年度能登町下水道事業会計予算」
議案第10号「令和2年度能登町病院事業会計予算」
の以上6件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (河田信彰)

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第5号から議案第10号までの以上6件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第17号までの7件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第11号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第6号）」

議案第12号「令和元年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第13号「令和元年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」

議案第14号「令和元年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第15号「令和元年度能登町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第16号「令和元年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第17号「令和元年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）」

以上7件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第11号から議案第17号までの以上7件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号から議案第32号までの15件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第18号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第19号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第20号「重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」

議案第21号「能登町小木地域交流センター設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第22号「能登町税条例の一部を改正する条例について」

議案第23号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」

議案第24号「能登町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について」

議案第25号「能登町借上町営住宅条例の一部を改正する条例について」

議案第26号「能登町公共下水道条例の一部を改正する条例について」
議案第27号「能登町印鑑条例の一部を改正する条例について」
議案第28号「能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」
議案第29号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」
議案第30号「能登町介護保険条例の一部を改正する条例について」
議案第31号「能登町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」
議案第32号「能登町認定こども園設置管理条例の一部を改正する条例について」

以上15件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第18号から議案第32号までの以上15件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第33号「請負契約の締結について」

以上1件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第33号の以上1件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「能登町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」から議案第38号「町道路線の廃止について」までの5件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第34号「能登町まちづくり計画（新町建設計画）の変更について」

議案第35号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」
議案第36号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」
議案第37号「町道路線の変更について」
議案第38号「町道路線の廃止について」
以上5件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第34号から議案第38号までの以上5件は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号、請願第2号

議長（河田信彰）

次に、日程第36、請願第1号「石川県における精神障害者の医療費助成について」及び日程第37、請願第2号「農道（中斉～大久保）の町道格上げに関する請願書」2件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件のうち、ただいま議題となっております案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（河田信彰）

教育厚生常任委員会委員長 田端雄市君。

教育厚生常任委員長（田端雄市）

教育厚生常任委員会に付託されました、請願第1号「石川県における精神障害者の医療費助成について」の審査結果について、ご報告いたします。

令和2年3月6日に紹介議員である宮田勝三議員からの趣旨説明を受け、3月9日に委員会を開催し、執行部等から意見を聴取し協議した結果、委員会としては「一級障害手帳保持者に限定する県の意向を踏まえ、この請願に賛同する」との附帯意見を添えて、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

総務産業建設常任委員会委員長 國盛孝昭君。

総務産業建設常任委員長（國盛孝昭）

総務産業建設常任委員会に付託されました、請願第2号「農道（中斉～大久保）の町道格上げに関する請願書」についての審査結果について、報告いたします。

令和2年3月6日に紹介議員である向峠茂人議員からの趣旨説明を受け、3月9日に委員会を開催し、執行部等からの意見を聴取した上で、現地を視察した結果、本請願の対象路線は農道中斉5号線であった。委員会としては、「公益性と交通量を鑑み、町道に格上げすべき区間は、一般県道与呂見・藤波線から農道神和住12号線の分岐までの約400メートルが妥当である」との附帯意見を添え、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

以上をもって、ただいま議題となっております付託議案の各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。
お諮りします。
請願第1号「石川県における精神障害者の医療費助成について」
以上1件に対する委員長報告は、採択です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございます。
起立全員であります。
したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択されました。
次に、
請願第2号「農道（中斉～大久保）の町道格上げに関する請願書」
以上1件に対する委員長報告は、採択です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございます。
起立全員であります。
したがって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

休 憩

議長（河田信彰）

ここで、しばらく休憩いたします。
自席にて待機願います。（午前10時25分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時26分再開）

議長（河田信彰）

本日、田端雄市君ほか1名から、発議第1号「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」の1件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、発議第1号「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

議長（河田信彰）

追加日程第1、発議第1号「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」の1件を議題とします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

提案理由の説明を求めます。

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてまいりました。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきております。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されましたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えました。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきましたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきであります。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めるものであります。

1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口にあウトリーチ（訪問）支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
2. 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保。さらには家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
3. 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することが出来る新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。
お諮りします。
発議第1号「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」の1件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第1号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

休会決議について

議長（河田信彰）

日程第38、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

したがって、明日から、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和2年第2回能登町議会3月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（河田信彰）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

令和2年第2回能登町議会3月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日午前2時18分に能登地方で震度5強の地震が発生し、当町では震度4

を記録しました。津波の心配なしという報道でした。

当町においては、午前3時に災害対策本部を立ち上げ、避難者や被害の状況の確認を行いました。今朝の午前9時現在では被害の報告はありませんが、余震も心配されますので、今後も状況の確認に努めてまいります。

避難所での避難誘導、被害状況の確認などにご協力いただいた消防団員や町民の方々に、この場をお借りして、改めてお礼申し上げたいと思います。

さて、3月6日より開会されました、このたびの定例会議におきましては、令和2年度能登町一般会計予算をはじめ、多数の重要案件につきまして、開会以来、慎重なる御審議を賜り、いずれも原案どおり可決、ご同意をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

ここに成立を見ました令和2年度当初予算につきましては、新年度から着実に執行させていただき、町政の一層の伸長と町民生活の向上に寄与してまいりたいと考えております。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、これを真摯に受け止め、今後の町政運営に適切に対応してまいりたいと思います。

さて、今年は56年ぶりに東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。新型コロナウイルスの感染が広まっていることにより、開催が心配されていますが、このオリンピックはアジアで開催される夏季オリンピックとしては、北京以来12年ぶり4回目、そしてアジアで初めての同一都市による複数回開催となる大会で、7月24日に開会式が行われた後、アスリートたちによる競技が本格的に始まります。

これに先駆け、6月1日から石川県内にも聖火リレーが実施され、6月2日の午前中に能登消防署宇出津分署から宇出津港いやさか広場の間を聖火が駆け抜けます。聖火は、ギリシャ・オリンピアの太陽光で採火された炎を、ギリシャ国内と開催国内でのリレーによって開会式会場までつなげるものです。オリンピックのシンボルである聖火を掲げることにより、平和・団結・友愛といったオリンピックの理想を体現し、来るオリンピックへの関心と期待を呼び起こす役目を持っているものです。

開催まであと半年に近づいたオリンピックに国民の一人として期待を抱くとともに、成功を心から祈念しております。

いよいよ新しい年度を迎えますが、人口減少が顕著な当町を企業人材研修の場として活用してもらい、さらにサテライトオフィスの誘致につなげていく企業研修サテライトオフィス誘致事業や、のと九十九湾観光交流センター、愛称「イカの駅つくモール」のオープン、全日本学生ソフトテニス選手権の開催など、多くの事業を予定しております。

令和の時代が幕を開け、新庁舎、柳田、内浦両総合支所のオープン、そして

町制施行15周年を迎えた当町でも、団結、友愛などのオリンピックの理念を見習い、職員一丸となって町政の発展に邁進してまいります。

また、当町では国からの臨時休業の要請に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小中学校において臨時休業としております。また、感染リスクをできるだけ減らすため、式典等の延期や行事の中止を行っていますことにご理解をお願いいたします。

町民の皆様には、外出先からの帰宅時や食事前の手洗いの徹底など、感染リスクを減らすための予防策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、今後も議員の皆様をはじめ町民の皆様のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍をお祈りいたしまして、3月定例会の閉会に際しましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

散 会

議長（河田信彰）

以上で、本日は散会いたします。

起立、礼。

皆さん、ご苦労さまでした。

散 会（午前10時39分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和2年3月13日

能登町議会議長 河田 信 彰

会議録署名議員 酒 元 法 子

会議録署名議員 向 峠 茂 人